\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0	\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ	\bigcirc	\circ	\circ	\circ	\bigcirc
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第 号)(抄)(附則第十六条関係) ・・・・・ 80	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)(抄)(附則第十五条関係) ・・・・・・・・・・ 79	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)(抄)(附則第十四条関係) ・・・・・・・7	港湾法の一部を改正する法律(平成十二年法律第三十三号)(抄)(附則第十三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 76	特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)(抄)(附則第十二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74	港湾整備促進法(昭和二十八年法律第百七十号)(抄)(附則第十一条関係)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)(抄)(附則第十条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)(附則第九条関係)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)(抄)(附則第八条第六号関係) ・・・・・・・・ 8	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成十二年法律第百四十八号)(抄)(附則第八条第五号関係) ・・・・・・ 66	環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)(抄)(附則第八条第四号関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)(抄)(附則第八条第三号関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64	海岸法(昭和三十一年法律第百一号)(抄)(附則第八条第二号関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)(抄)(附則第八条第一号関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62	特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)(抄)(第三条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・ 56	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)(第二条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)(第一条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

\bigcirc	0	0	0
特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(抄)(附則第二	地価税法(平成三年法律第六十九号)(抄)(附則第十九条関係)	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)(抄)	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)(附則第十七条関係)
二十条関係)		(附則第十八条関	•
•	•	采関係)	•
•	•		•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	:	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
•	•	•	•
93	92	91	90

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)(抄)(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

3~9 (略)	国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、	海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、	際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「をいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国	競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの	と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際	係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網	2 この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に	第二条 (略)	(定義)	改正案
(指定特定重要港湾の指定) 3~9 (略)			」とは、重要港湾以外の港湾をいう。	網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、「地方港湾	めるものをいい、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送	拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定	2 この法律で「重要港湾」とは、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の	第二条 (略)	(定義)	現行

力の強化のために特に重要なものを、 長距離の国際海上コンテナ運送の用に供され、 該国際戦略港湾又は国際拠点港湾の運営の効率化を図ることが国際競争 で定める事情を勘案し、 留施設以外の港湾施設であつて国土交通省令で定める規模以上の国際コ 施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係 により一体的に運営され、又は運営されることとなる岸壁その他の係留 ンテナ埠頭を有するもののうち、 当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当 国際戦略港湾又は国際拠点港湾であつて、 コンテナ取扱量その他の国土交通省令 指定港湾として指定するものとす かつ、 同一の民間事業者

第二条の二

国土交通大臣は、

2 とができる 当該二以上の国際戦略港湾又は国際拠点港湾について一体としてするこ 0 連携による取組が、 前項の指定は、二以上の国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者 その運営の効率化に資すると認められるときは

る

3 (略

4

について指定の事由がなくなつたと認めるときは、 国土交通大臣は、 第 項の指定港湾 (以下単に 「指定港湾」という。 当該指定港湾につ

5 (略)

1

て指定を取り消すものとする。

(港湾計画

第二条の二 案し、 運営の効率化を図ることが国際競争力の強化のために特に重要なものを るもののうち、 施設であつて国土交通省令で定める規模以上の国際コンテナ埠頭を有す 帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾 営され、又は運営されることとなる岸壁その他の係留施設及びこれに附 コンテナ運送の用に供され、 指定特定重要港湾として指定するものとする。 当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当該特定重要港湾の 国土交通大臣は、 コンテナ取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘 かつ、 特定重要港湾であつて、長距離の国際海上 同一の民間事業者により一体的に運

2 が、 重要港湾について一体としてすることができる 前項の指定は、 その運営の効率化に資すると認められるときは、 二以上の特定重要港湾の港湾管理者の連携による取 当該二以上の特定

3 8

4 当該指定特定重要港湾について指定を取り消すものとする。 要港湾」という。)について指定の事由がなくなつたと認めるときは 国土交通大臣は、 第 一項の指定特定重要港湾 (以下単に 「指定特定重

5 略

(港湾計画

令で定める事項に関する計画(以下「港湾計画」という。)を定めなけ港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政第三条の三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、

2 (略)

ればならない。

-----を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かなる 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画

ければならない

きを除く。)は、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大臣に提出しなけを定め、又は変更したとき(国土交通省令で定める軽易な変更をしたと4 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画

5~7 (略)

ればならない。

なく、当該港湾計画を国土交通大臣に送付しなければならない。 について第四項の国土交通省令で定める軽易な変更をしたときは、遅滞8 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画

港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画(以第三条の三 重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに

2 (略)

下

「港湾計画」という。)を定めなければならない。

きは、

3 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとすると

地方港湾審議会の意見をきかなければならない。

港湾計画を国土交通大臣に提出しなければならない。 交通省令で定める軽易な変更をしたときを除く。) は、遅滞なく、当該4 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したとき(国土

5~7 (略)

臣に送付しなければならない。 定める軽易な変更をしたときは、遅滞なく、当該港湾計画を国土交通大名 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画について第四項の国土交通省令で

(地方港湾審議会)	(地方港湾審議会)
10 (略)	10 (略)
	は総務大臣に協議して調停する。
、且つ、重要港湾については総務大臣に協議して調停する。	係を考慮し、かつ、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾について
港湾の利用の程度その他当該港湾と、関係地方公共団体の関係を考慮し	画及び当該港湾の利用の程度その他当該港湾と、関係地方公共団体の関
来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計画及び当該	知事は、従来の沿革、関係地方公共団体の財政の事情、将来の発展の計
9 第七項の申出があつたときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、従	9 第七項の規定による申出があつたときは、国土交通大臣又は都道府県
5~8 (略)	5~8 (略)
二・三(略)	二・三 (略)
重要港湾 については国土交通大臣	国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾については国土交通大臣
ばならない。	らない。
定める手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなけれ	る手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなければな
団体は、港務局の港湾区域について、左の区分により、国土交通省令で	務局の港湾区域について、次に掲げる区分により、国土交通省令で定め
会の議決を経て調つたときは、港務局を設立しようとする関係地方公共	経て調つたときは、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港
出がなかつたとき又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が、議	たとき、又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が議会の議決を
4 前項の期間内に他の関係地方公共団体より同項の規定による意見の申	4 前項の期間内に他の関係地方公共団体から同項の意見の申出がなかつ
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第四条 (略)	第四条 (略)
(設立等)	(設立等)
10・11 (略)	10 • 11 (略)

二条の二の規程で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港務局に、必要に応じ、第十審議させるため、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港務局に、第二十四条の二 委員長の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査

2 (略)

(地方港湾審議会)

共団体に、必要に応じ、条例で定めるところにより、地方港湾審議会を地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、国際戦略港に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、国際戦略港の港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、国際戦略港の大道等である。

2 (略)

置くものとする

(費用の負担)

)の建設又は改良の重要な工事をする場合には、その工事に要する費用施設(これらの施設のうち国土交通省令で定める小規模なものを除く。おいて、一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設又は係留第四十二条 港湾管理者が、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に

地方港湾の港務局に、必要に応じ、第十二条の二の規程で定めるところに審議させるため、重要港湾の港務局に、地方港湾審議会を置くものとし、第二十四条の二 委員長の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査

2 (略)

より、

地方港湾審議会を置くものとする。

(地方港湾審議会)

第三十五条の二 港湾管理者としての地方公共団体の長(当該地方公共団第三十五条の二 港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、があるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 (略

(費用の負担)

する場合には、その工事に要する費用は、国と港湾管理者がそれぞれそ通省令で定める小規模なものを除く。)の建設又は改良の重要な工事を目的で、水域施設、外郭施設又は係留施設(これらの施設のうち国土交第四十二条 港湾管理者が、重要港湾において、一般公衆の利用に供する

は、 国と港湾管理者がそれぞれその十分の五を負担する。

2 \ 4 (略)

(費用の補助)

第四十三条 げる港湾施設に係る場合を除く。)港湾管理者のする港湾工事の費用に のほか、予算の範囲内で、 国は、 特に必要があると認めるときは、 一般公衆の利用に供する目的で(第四号に掲 前条に規定するもの

施設又は係留施設のうち、 国際戦略港湾 国際拠点港湾又は重要港湾における水域施設、 前条第一項の国土交通省令で定める小規模 外郭

対し、

次に掲げる基準で補助することができる。

なものの建設又は改良の港湾工事については十分の四以内

国際拠点港湾又は重要港湾における臨港交通施設の

建設又は改良の港湾工事については十分の五以内

国際戦略港湾、

三 5 五 (略

(入港料

第四十四条の二 略

2 め、 は、 国際戦略港湾の港湾管理者は、 国土交通大臣に協議し、 料率の上限を定め、 国土交通省令で定めるところにより、あらかじ その同意を得なければならない。これを変 前項の入港料を徴収しようとするとき

3 \ 4 (略

更しようとするときも、

同様とする。

の十分の五を負担する。

(費用の補助) (略)

2 \ 4

第四十三条 国は、 特に必要があると認めるときは、 前条に規定するもの

げる港湾施設に係る場合を除く。)港湾管理者のする港湾工事の費用に のほか、予算の範囲内で、一般公衆の利用に供する目的で(第四号に掲

対し、次に掲げる基準で補助することができる。

項の国土交通省令で定める小規模なものの建設又は改良の港湾工事 重要港湾における水域施設、 外郭施設又は係留施設のうち、 前条第

については十分の四以内

_ は十分の五以内 重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事について

三~五 (略

(入港料)

第四十四条の二 (略

2 あらかじめ、 するときは、 これを変更しようとするときも、 政令で定める重要港湾の港湾管理者は、 料率の上限を定め、 国土交通大臣に協議し、 同様とする。 国土交通省令で定めるところにより、 その同意を得なければならない。 前項の入港料を徴収しようと

略

(収支報告)

第四十九条 国土交通省令で定めるところにより、 国際戦略港湾、 国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、 その業務に関する収入及び支出そ

を国土交通大臣に提出しなければならない。

0

他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表するとともに、

その写し

(特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定)

第五十条の四 ナ埠頭 ナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を いう。)に対し、 しようとする者は、指定港湾の港湾管理者(以下「特定港湾管理者」と -請することができる。 (以 下 指定港湾における第二条の二第一項に規定する国際コンテ 「特定国際コンテナ埠頭」という。)を運営し、又は運営 国土交通省令で定めるところにより、特定国際コンテ

指定港湾の港湾計画に適合するものであること。

申

港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。 指定港湾の効率的な運営に特に資するものであり、 かつ、 当該指定

三. 四 略

2 9 (略)

(特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会)

第五十条の五 特定港湾管理者は、 指定港湾ごとに、 特定国際コンテナ埠

(収支報告)

第四十九条 成して公表し、 その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作 重要港湾の港湾管理者は、 且つ、その写を国土交通大臣に提出しなければならない。 国土交通省令で定める手続により

(特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定)

第五十条の四 である旨の認定を申請することができる。 定港湾管理者」という。) に対し、国土交通省令で定めるところにより 又は運営しようとする者は、 際コンテナ埠頭 特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するもの 指定特定重要港湾における第二条の二第一項に規定する国 (以下「特定国際コンテナ埠頭」という。) を運営し、 指定特定重要港湾の港湾管理者(以下「特

指定特定重要港湾の港湾計画に適合するものであること。

_ 当該指定特定重要港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認 指定特定重要港湾の効率的な運営に特に資するものであり、 カュ つ、

三 • 四 (略)

められること。

2 9 (略)

(特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会)

第五十条の五 特定港湾管理者は、 指定特定重要港湾ごとに、 特定国際 コ

いて「協議会」という。)を組織することができる。を行うため、特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会(以下この条にお頭の機能の高度化による当該指定港湾の運営の効率化に関し必要な協議

2~5 (略)

(勧告)

(直轄工事)

る港湾工事を自らすることができる。町者の協議が調つたときは、国土交通大臣は、予算の範囲内で次に掲げて一般交通の利便の増進を図るため必要がある場合において国と港湾管の利便の増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港におい第五十二条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において一般交通

令で定めるもの及びこれに附帯する荷さばき地の港湾工事輸送網の拠点として機能するために必要な係留施設として国土交通省国際戦略港湾が長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物

て機能するために必要な水域施設、外郭施設、係留施設 (前号に規定二) 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾が海上輸送網の拠点とし

(以下この条において「協議会」という。) を組織することができる。に関し必要な協議を行うため、特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会ンテナ埠頭の機能の高度化による当該指定特定重要港湾の運営の効率化

2~5 (略)

(勧告)

を関係地方公共団体に対し勧告することができる。 保全に関し特に必要があると認めるときは、港湾管理者を設くべきこと第五十一条 国土交通大臣は、重要港湾において、港湾の開発、利用又は

(直轄工事)

第五十二条 重要港湾において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止第五十二条 重要港湾において一般交通の利便の増進を図るためがある場合において国と港湾管理者の協議が調つたときは、国土の必要がある場合において一般交通の利便の増進、公害の発生の防止

るために必要な水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設とし重要港湾が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能す

する係留施設を除く。)又は臨港交通施設として国土交通省令で定め

るものの港湾工事

棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設のうち国土交通省令で定める 能を発揮するために必要な港湾公害防止施設、 国際戦略港湾、 国際拠点港湾又は重要港湾が前号の拠点としての機 港湾環境整備施設、 廃

兀 (略)

大規模なものの港湾工事

五. とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事 前各号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要

2 各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の 当該港湾の港湾管理者

国際戦略港湾における係留施設であつて 前項第一 号の国土交通省 が当該各号に定める割合で負担する。

前号に掲げる施設に附帯する荷さばき地 三分の一

令で定めるもの

十分のコ

三 機能するために必要な施設であつて国土交通省令で定めるものに限 は係留施設(これらの施設のうち、 国際戦略港湾又は国際拠点港湾における水域施設、 又は臨港交通施設 (第一号及び第八号に掲げる施設を除く。) 国際海上貨物輸送網の拠点として 外郭施設若しく

三分の

て国土交通省令で定めるものの港湾工事

理施設のうち国土交通省令で定める大規模なものの港湾工事 害防止施設、 重要港湾が前号の拠点としての機能を発揮するために必要な港湾公 港湾環境整備施設、 廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処

三 (略)

2 が当該各号に掲げる割合で負担する。 各号に掲げる施設の建設又は改良に係るものは、 兀 前項の規定により国土交通大臣がする港湾工事に係る費用のうち次の とするものその他港湾管理者が自らすることが困難である港湾工事 前三号に掲げる港湾工事以外の港湾工事であつて高度の技術を必要 当該港湾の港湾管理者

施設であつて国土交通省令で定めるものに限る。)又は臨港交通施設 らの施設のうち、 (第六号に掲げる施設を除く。) 特定重要港湾における水域施設、 国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な 三分の一 外郭施設若しくは係留施設 これ

兀 国際戦略港湾 国際拠点港湾又は重要港湾における水域施設、 外 郭

施設、 係留施設又は臨港交通施設 (第 - 号 前号及び第八号に掲げる

施設を除く。) 十分の四・ 五.

五. 国際戦略港湾 国際拠点港湾又は重要港湾における港湾公害防止 十分の五 施

設又は港湾環境整備施設

六 国際戦略港湾 国際拠点港湾又は重要港湾における廃棄物埋立護岸

又は海洋性廃棄物処理施設 三分の二

七 略

八 水域施設、 外郭施設、 係留施設又は臨港交通施設 (前項第五号に掲

げる港湾工事に係るものに限る。) 十分の五

3 略

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け

第五十四条の三 国際戦略港湾 国際拠点港湾又は重要港湾における特定

埠頭 同 一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこ

0 れに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外 港湾施設 (特定国際コンテナ埠頭を除く。) をいう。以下この条にお

いて同じ。)を運営し、 又は運営しようとする者は、当該港湾の港湾管

理者(以下この条において単に 「港湾管理者」という。)に対し、 国土

交通省令で定めるところにより、 当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾

港湾計画に適合することその他国土交通省令で定める要件に該当する

重要港湾における水域施設、 外郭施設、 係留施設又は臨港交通施設

(前号及び第六号に掲げる施設を除く。) 十分の四・五

三 重要港湾における港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設 十分の

五.

兀 重要港湾における廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設 三分

の 二

五. (略)

六 水域施設、 外郭施設、 係留施設又は臨港交通施設 (前項第四号に掲

げる港湾工事に係るものに限る。) 十分の五

(略)

3

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 重要港湾における特定埠頭 (同一の者により一体的に運

営される岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他

の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設 (特定国際コンテナ埠

頭を除く。)をいう。以下この条において同じ。)を運営し、 又は運営し

湾管理者」という。)に対し、 ようとする者は、 当該港湾の港湾管理者(以下この条において単に 国土交通省令で定めるところにより、 港 当

該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他国

土交通省令で定める要件に該当するものである旨の認定を申請すること

ものである旨の認定を申請することができる。

2~12 (略)

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

第五十五条の七 国は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾第五十五条の七 国は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾第五十五条の七 国は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾

る。

2~5 (略)

(関係行政機関の長との協議)

第五十七条 (略)

こととなるときは、経済産業大臣に協議しなければならない。金業合理化促進法第八条第四項の規定により水域施設、外郭施設又は係の業合理化促進法第八条第四項の規定により水域施設、外郭施設又は係の工事を施行しようとする場合において、同項の規定により水域施設、外郭施設又は係の

ができる。

2 12 (略)

(特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)

港湾管理者に貸し付けることができる。 港湾管理者に貸し付けることができる。 港湾管理者に貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項の規定によるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金にるほか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金にあるまか第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金によるにあるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該充っているという。

2~5 (略)

(関係行政機関の長との協議)

第五十七条 (略)

2 国土交通大臣は、重要港湾において企業合理化促進法第八条第四項の2 国土交通大臣は、重要港湾において、同項の規定による負担金の額がその工事に要する費用の額の十分の五をこえることとなるときは、経済産業大臣に要する費用の額の十分の五をこえることとなるときは、経済産業大臣に関策を通り、「大学のでは、 「大学のでは、

附 則

附

則

事	玉	の	5	
ずの例による。	6の負担又は補助については、当分の間、国際拠点港湾における港湾工	いにおいて港湾管理者又は国土交通大臣がする港湾工事の費用に関する	重要港湾のうち国内産業の開発上特に重要な港湾で、政令で定めるも	(国内産業の開発上特に重要な港湾に関する特例)
事の例による。	国の負担又は補助については、当分の間、特定重要港湾における港湾工	のにおいて港湾管理者又は国土交通大臣がする港湾工事の費用に関する	5 重要港湾のうち国内産業の開発上特に重要な港湾で、政令で定めるも	(国内産業の開発上特に重要な港湾に関する特例)

(傍
線
の部
分
は
改
止
部分
23

改正案	現行
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第一章の二 港湾計画等(第三条の二—第三条の四)	第一章の二 港湾計画等(第三条の二・第三条の三)
第二章~第六章 (略)	第二章~第六章 (略)
第七章 港湾運営会社	
第一節 港湾運営会社の指定等(第四十三条の十一―第四十三条の二	
+)	
第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保有制	
限等(第四十三条の二十一―第四十三条の二十四)	
第八章 雑則(第四十四条—第六十四条)	第七章 雑則(第四十四条—第六十三条)
附則 (略)	附則 (略)
(定義)	(定義)
第二条 (略)	第二条 (略)
2~9 (略)	2~9 (略)
10 この法律で「埠頭」とは、岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する	

総体をいう。

(指定港湾の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、国際戦略港湾又は国際拠点港湾であつて、

長距離の国際海上コンテナ運送の用に供され、かつ、同一の民間事業者

施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係

により一体的に運営され、

又は運営されることとなる岸壁その他の係留

留施設以外の港湾施設であつて国土交通省令で定める規模以上の国際コ

ンテナ埠頭を有するもののうち、コンテナ取扱量その他の国土交通省令

で定める事情を勘案し、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当ンテナ埠頭を有するもののごも、コンテナ耶扱量その他の国土交通省会

力の強化のために特に重要なものを、指定港湾として指定するものとす該国際戦略港湾又は国際拠点港湾の運営の効率化を図ることが国際競争で定める事情を勘案し、当該国際コンテナ埠頭の機能の高度化により当

2 前項の指定は、二以上の国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者

る。

当該二以上の国際戦略港湾又は国際拠点港湾について一体としてするこの連携による取組が、その運営の効率化に資すると認められるときは、

とができる。

ところにより、その旨を公示しなければならない。 国土交通大臣は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定める

4 国土交通大臣は、第一項の指定港湾(以下単に「指定港湾」という。

)について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定港湾につ
	いて指定を取り消すものとする。
	5 第三項の規定は、前項の指定の取消しについて準用する。
(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)	(港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針)
第三条の二 (略)	第三条の二(略)
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一~五 (略)	一~五 (略)
六 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関	
する基本的な事項	
3~6 (略)	3~6 (略)
(港湾計画)	(港湾計画)
第三条の三 (略)	第三条の三(略)
2 港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他	2 港湾計画は、基本方針に適合し、且つ、港湾の取扱可能貨物量その他
の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関	の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関
する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運	する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項その他の基本的な事
営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基	項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならな
準に適合したものでなければならない。	
3~11 (略)	3~11 (略)
(港湾計画の変更の提案)	
第三条の四 第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた者は当該	

19 をおきてきるとかでは、 2 の場合によいでは、 2 の場合によいでは、 2 の場合において、 2 加速率を 2 ととす 1	本方針に即して、当該提案に係る港湾計画の素案を作成して、これを提本方針に即して、当該提案に係る港湾計画の素案を作成して、これを提計画を変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案に基づき港湾計画を変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、港湾計画を変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。(業務)第一項第十三号に規定する料率表においては、港湾計画を変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。 (業務)第十三条(略)第十三条に規定する料率表においては、港湾局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第四十五条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。 「略)第一節 港湾運営会社の指定等
日に対して、それぞれ洙	る指定を受けた者はその指定をした港湾管理者に対して

第四十三条の十一 以下同じ。)を運営する者として指定することができる。 て国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)の総体をいう。 四項に規定する行政財産からなるもののうち、 の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設が国有財産法 これを構成する係留施設及び当該係留施設に附帯する荷さばき地その他 当該国際戦略港湾における埠頭群 られる株式会社を、その申請により、 十三年法律第七十三号) 国土交通大臣は、 第三条第一 同 一項又は地方自治法第二百三十八条第 次に掲げる要件を備えていると認め 国際戦略港湾ごとに一を限つて、 一の港湾における二以上の埠頭 その用途及び配置に応じ (昭 和二

- 実な計画を有するものであること。二前号に掲げるもののほか、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確
- 戦略港湾における埠頭群の運営の効率化に資するものであること。にあつては、当該埠頭と埠頭群とを一体的に運営することが当該国際四、当該国際戦略港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合
- として国土交通大臣が指定する二以上の国際戦略港湾に係る前項の規定その埠頭群を一体的に運営することが国際競争力の強化に資するもの

2

3 略港湾」とあるのは、 て一を限つてするものとする。この場合において、 による指定は、 国土交通大臣は、 当該二以上の国際戦略港湾の埠頭群について、 前項の規定による指定をしたときは、 「当該申請に係る二以上の国際戦略港湾」とする。 同項中「当該国際戦 国土交通省令 一体とし

- で定めるところにより、 その旨を公示しなければならない。
- 4 国土交通大臣は 第 一項の規定による指定について指定の事由がなく
- なつたと認めるときは、 当該指定を取り消すものとする。

5

第三項の規定は、

前項の規定による指定の取消しについて準用する。

- 6 国際拠点港湾の港湾管理者は、 次に掲げる要件を備えていると認めら
- ける埠頭群を運営する者として指定することができる。 れる株式会社を、 その申請により、 一を限つて、 当該国際拠点港湾にお
- るものであること。 埠頭群の運営の事業の内容が当該国際拠点港湾の港湾計画に適合す
- 実な計画を有するものであること。 前号に掲げるもののほか、 埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確
- 三 ること。 埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであ
- 几 拠点港湾における埠頭群の運営の効率化に資するものであること。 にあっては、 当該国際拠点港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合 当該埠頭と埠頭群とを一体的に運営することが当該国際

- 規定による指定をしないものとする。 請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項又は前項の国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は前項の申
- 一 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。 一 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。
- 8 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は第六項の8 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は第六項の8 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は第六項の
- らかじめ、当該指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者の同意を得なけれる者は、縦覧期間満了の日までの間に、当該縦覧をした国土交通大臣又国土交通大臣又高者は、縦覧期間満了の日までの間に、当該縦覧をした国土交通大臣又

ばならない。

一商号及び本店の所在地
ればならない。
した申請書を国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に提出しなけ
する者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載
第四十三条の十二 前条第一項又は第六項の規定による指定を受けようと
しなければならない。
出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示
14 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、前項の規定による届
管理者に届け出なければならない。
は、あらかじめ、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾
13 港湾運営会社は、その商号又は本店の所在地を変更しようとするとき
所在地を公示しなければならない。
該指定を受けた者(以下「港湾運営会社」という。)の商号及び本店の
規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当
12 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は第六項の
八条第四項に規定する行政財産である港湾施設
二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十
国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設
ない。
ようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければなら

次に掲げる事項を記載した埠頭群 :の運営の事業に関する計画 (以 下

「運営計画」という。)

合にあつては、 て施設又は役務を提供する時間 埠頭群 (当該港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場 当該埠頭を含む。 ロ及びハにおいて同じ。) におい

口 類 る港湾施設であつて、 埠頭群の運営に必要な荷さばき施設その他の国土交通省令で定め 構造その他の国土交通省令で定める事項 自らその建設又は改良を行うものの位置 種

 \mathcal{O} 埠頭群の運営の体制に関する事項として国土交通省令で定めるも

前項の申請書には、 イからハまでに掲げるもの 事業収支見積書その他国土交通省令で定める書類 いのほか、 国土交通省令で定める事項

2

(運営計画の変更)

を添付しなければならない。

第四十三条の十三 いては、 受けなければならない。ただし、 その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者の認可を この限りでない。 港湾運営会社は、 国土交通省令で定める軽微な変更につ 運営計画を変更しようとするときは

大臣の認可について 第四十三条の十一第 同条第六項 一項 (第三号を除く。) (第三号を除く。) の規定は前項の国土交通 の規定は前項の国

2

際拠点港湾の港湾管理者の認可について、それぞれ準用する。

- 3 第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が第一項の認可をし
- 際拠点港湾の港湾管理者に届け出なければならない。 をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした国土交通大臣又は国 をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした国土交通大臣又は国

(臨港地区内における行為の届出の特例)

(合併及び分割)

第四十三条の十五 港湾運営会社の合併及び分割の決議は、その指定をし

た国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者の認可を受けなければ、

その効力を生じない。

2 とする場合について、 第四十三条の十一第十項の規定は国土交通大臣が前項の認可をしよう 第四十三条の十三第四項の規定は国際拠点港湾の

港湾管理者が前項の認可をしようとする場合について、 それぞれ準用す

(区分経理)

る。

第四十三条の十六 港湾運営会社は、 国土交通省令で定めるところにより

、埠頭群の運営の事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分し

て整理しなければならない。

(監督命令)

第四十三条の十七 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、 埠頭

群の運営の事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは

その指定を受けた港湾運営会社に対し 業務に関し監督上必要な命令

をすることができる。

2 国土交通大臣は、 前項の命令をするに当たり、 必要があると認めると

きは、 当該港湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に対し

意見を求めることができる。

(事業の休止及び廃止)

第四十三条の十八 港湾運営会社は 埠頭群の運営の事業の全部を休止 L

拠点港湾の港湾管理者の許可を受けなければならない。、又は廃止しようとするときは、その指定をした国土交通大臣又は国際

2 第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が前項の許可をしよ

うとする場合について準用する。

一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にその旨十一項の規定により国土交通大臣の同意を得た港湾運営会社について第国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定について第四十三条の十一第

した国際拠点港湾の港湾管理者に対し、第一項の許可に関し必要と認め4 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知を

を通知しなければならない。

(指定の取消し)

る意見を述べることができる。

第四十三条の十九 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、その

指定を受けた港湾運営会社が次の各号のいずれかに該当するときは、

第

四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消すことがで

きる。

| 埠頭群の運営の事業を適正に行うことができないと認められると

二。この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

三 第四十三条の十七第一項の規定による命令に違反したとき。

- 3 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、前二項の規定により湾運営会社が前条第一項の規定による埠頭群の運営の事業の全部の廃止る指定を取り消すものとする。 る指定を取り消すものとする。
- は 第四十三条の十一第十項の規定は国土交通大臣が第一項の規定による 第四十三条の十一第十項の規定は国土交通大臣が第一項の規定による

(指定を取り消した場合における措置)

第四十三条の二十 国際戦略港湾の港湾運営会社に引き継がなければならなして国土交通大臣が指定する港湾運営会社に引き継がなければならなして国土交通大臣が指定する港湾運営会社に引き継がなければならなして国土交通大臣が指定する港湾運営会社に引き継がなければならなして国土交通大臣が指定する港湾運営会社に引き継がなければならなして国土交通大臣が指定する港湾運営会社に引き継がなければならなして国土交通大臣が指定する港湾運営会社に引き継がなければならなして国土交通大臣が指定する港湾運営会社に引き継がなければならな

2

国際拠点港湾の港湾運営会社は

前条第

項又は第

一項の規定により

い。 第四十三条の十一第六項の規定による指定を取り消されたときは、その 第四十三条の十一第六項の規定による指定を取り消されたときは、その 第四十三条の十一第六項の規定による指定を取り消されたときは、その

省令で定める。 四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消された場合四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消された場合。 前二項に規定するもののほか、前条第一項又は第二項の規定により第

第二節 港湾運営会社の適正な運営を確保するための議決権の保

有制限等

第四十三条の二十一 る事実がある場合には 百分の二十(その者が港湾運営会社の財務及び営業の方針の決定に対 八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみ とができない株式についての議決権を除き、 て重要な影響を与えることが推測される事実として国土交通省令で定め なされる株式についての議決権を含む。 において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使するこ (議決権の保有制限) 何人も、 百分の十五 港湾運営会社の総株主の議決権 以下この条において 以下この章において同じ。) 会社法 (平成十七年法律第 「保有基準割 (株主総会 の

項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含 平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第 ている株式会社が取得し、 の総株主の議決権の三分の二以上の数の議決権を地方公共団体が保有 又は保有してはならない。 ものを除く。 合」という。) 取得又は保有の態様その他の事情を勘案して国土交通省令で定める 以下この章において 以上の数の議決権 又は保有する場合は、 ただし (社債、 「対象議決権」という。)を取得し、 地方公共団体若しくは港務局又はそ 株式等の振替に関する法律(この限りでない。

るときには、適用しない。 の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなの の国土交通省令で定める場合において、港湾運営会社の総株主の議決権 が国土交通省令で定める場合において、港湾運営会社の総株主の議決権

月以内に、港湾運営会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三

となるために必要な措置をとらなければならない。

使について指図を行うことができる権限を有し、又は有することとなる場合に定める対象議決権は、これを取得し、又は保有するものとみなす。 社の対象議決権を行使することができる権限又は当該対象議決権の行 社の対象議決権を行使することができる権限又は当該対象議決権の行 できる権限又は当該対象議決権の行

当該特別の関係にある者が取得し、又は保有する対象議決権係にある者が港湾運営会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合工 株式の所有関係、親族関係その他の国土交通省令で定める特別の関

る場合

当該対象議決権

6 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

士交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に提出しなければならない。 対象議決権の保有者(地方公共団体及び港務局以外の者に限る。以下こ が象議決権の保有者(地方公共団体及び港務局以外の者に限る。以下こ で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他国土交通省令で定めるよころにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の 保有する当該対象議決権の数を当該港湾運営会社の総株主の議決権の数 で除して得た割合をいう。)、保有の目的その他国土交通省令で定める事 で除して得た割合をいう。)となつた者は、国土交通

2

前条第五項の規定は、

前項の規定を適用する場合について準用する。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査)

第四十三条の二十三

前条第

一項の規定により対象議決権保有届出書の提

出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は

決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、

が欠けている疑いがあると認めるときは

当該対象議決権保有届出書の

又はその

又は記載すべき事項の記載

当該対象議

提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、

職員に当該提出者の書類その他の物件の検査

(当該対象議決権保有届

書の記載に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

前項の規定により検査をする職員は、

その身分を示す証明書を携帯

2

関係人にこれを提示しなければならない。

第一 項の規定による検査の権限は

犯罪捜査のために認められたも

3

と解してはならない。

(発行済株式の総数等の公表)

第四十三条の二十四 港湾運営会社は 国土交通省令で定めるところによ

その発行済株式の総数、 総株主の議決権の数その他の国土交通省令

り、

で定める事項を公表しなければならない

(略)

(港湾管理者以外の者の料金)

第八章

第四十五条

港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な

第四十五条

港湾管理者以外の者で当該港湾において港湾の利用に必要な

(港湾管理者以外の者の料金)

第七章

略

- 29 **-**

通省令で定める料金を除く。)を収受しようとするものは、 施設又は役務の提供に対し料金 港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。 (港湾運営会社が収受する次項の国土交 料率を定め

2 書面を提出しなければならない。 定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に料率を記載した 交通省令で定める料金を収受しようとするときは、 港湾運営会社は、 その運営する埠頭群の利用に関する料金として国土 料率を定め、 その指

3 限を定めてその料率を変更すべきことを命ずることができる。 号のいずれかに該当すると認めるときは、 又は国際拠点港湾の港湾管理者は、 前項の規定により港湾運営会社から書面の提出を受けた国土交通大臣 当該書面に記載された料率が次の各 当該港湾運営会社に対し 期

き。 頭群を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであると 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。 利用者が当該埠

4 命令をしようとする場合について準用する。 第四十三条の十一第十項の規定は、 国土交通大臣が前項の規定による

5 会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に当該書面の内容を通知す 国土交通大臣は、 第三項の規定による命令をしないこととしたときは、 第二項の規定による書面の提出を受けた場合におい 当該港湾運営

> 施設又は役務の提供に対し料金を徴収しようとするものは、 料率を定め

港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

	6	
いて	前	るも
は、	各	\mathcal{O}
適	項の	とす
用	規	る
した	定は	0
な	は、	

その都度契約によつて提供される施設又は役務につ

(削除)

2 前項の規定は、その都度契約によつて提供される施設又は役務につい

ては、 適用しない。

(特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定)

第五十条の四 ナ埠頭 (以 下 指定港湾における第二条の二第一項に規定する国際コンテ 「特定国際コンテナ埠頭」という。) を運営し、 又は運営

しようとする者は、 指定港湾の港湾管理者 (以 下 「特定港湾管理者」と

いう。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、 特定国際コンテ

ナ埠頭の運営の事業が次に掲げる要件に該当するものである旨の認定を

申請することができる。

指定港湾の港湾計画に適合するものであること。

指定港湾の効率的な運営に特に資するものであり かつ、 当該指定

港湾の適正な運営の確保の見地から支障がないと認められること。 必要な経済的基礎を有し かつ、 円滑かつ確実に実施されると見込

まれること。

三

兀 その他国土交通省令で定める要件に適合すること。

特定港湾管理者は、 前項の認定の申請があつた場合において、 当該申

2

請に係る特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が同項各号に掲げる要件に

該当すると認めるときは、 その認定をするものとする。

3 特定港湾管理者は 前項の認定をしようとするときは あらかじめ、

国土交通大臣の同意を得なければならない。

4 で定めるところにより、 特定港湾管理者は、 第二項の認定をするに当たつては、 当該認定の申請の内容を二週間公衆の縦覧に供 国土交通省令

しなければならない。

5 を提出することができる。 を有する者は、 前項の規定により縦覧に供された認定の申請の内容について利害関係 縦覧期間満了の日までの間に、 特定港湾管理者に意見書

6 特定港湾管理者は、 第二項の認定をしたときは、 遅滞なく、 当該認定

を受けた者(以下「認定運営者」という。)の氏名又は名称、 特定国際

の処理の経過その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならな コンテナ埠頭の運営の事業の概要、 前項の規定により提出された意見書

7 に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、 特定港湾管理者は、 特定国際コンテナ埠頭の運営の事業が第 認定運営

項各号

者に対し、 必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

8 勧告に従い必要な措置をとらなかつたときは、 特定港湾管理者は、 前項の規定による勧告を受けた認定運営者が当該 その認定を取り消すこと

通大臣にその旨を通知しなければならない。

ができる。この場合において、

特定港湾管理者は、

あらかじめ、

国土交

9 国土交通大臣は 特定港湾管理者に対し、 前項前段の規定による認定

国 |際戦略港湾運営効率化協議会)

第五十条の四 国土交通大臣 国際戦略港湾の港湾管理者の長その 他の関

係行政機関の長又はこれらの指名する職員及び国際戦略港湾の 港湾運営

会社は 国際戦略港湾 (第四十三条の十 第 一項の規定による二以上の

国際戦略港湾の指定があ つた場合にあつては 当該一 一以上の国際戦略港

以下この条において同じ。)ごとに、 当該国際戦略港湾に係る埠頭

群の 協議を行うため、 体的な運営による当該国際戦略港湾の運営の効率化に関し必要な 玉 [際戦略港湾運営効率化協議会 (以下この条におい

「協議会」という。) を組織することができる。

(削除

2 3 略

4 前三項に定めるもののほか、 協議会の運営に関し必要な事項は、 協

会が定める。

(港湾施設の貸付け等)

第五十四条 前条に規定する場合のほか、 第五十二条に規定する港湾工事

によつて生じた港湾施設 (港湾の管理運営に必要な土地を含む。) は、

国土交通大臣 (国有財産法第三条の規定による普通財産については財務

大臣) において港湾管理者に貸し付け、 又は管理を委託 しなけ ればなら

の取消しに関し必要と認める意見を述べることができる。

(特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会)

第五十条の五 特定港湾管理者は、 指定港湾ごとに、 特定国際コンテナ埠

頭の機能の高度化による当該指定港湾の運営の

効率化に関し必要な協議

を行うため 特定国際コンテナ埠頭機能高度化協議会 (以下この条にお

. T 「協議会」という。) を組織することができる。

協議 会は、 特定港湾管理者の 長 国土交通大臣その他の関係行政機関

指名する職員及び認定運営者をもつて構成する。

2

3 4 略

の長又はこれらの

5 前各項に定めるもののほか、 協議会の運営に関し必要な事項は、

協 議

議

(港湾施設の貸付け等)

会が定める。

第五十四条 前条に規定する場合のほか、 第五十二条に規定する港湾工事

によつて生じた港湾施設 (港湾の管理運営に必要な土地を含む。)

定による普通財産については財務大臣) 国土交通大臣 (国有財産法 (昭和二十三年法律第七十三号) 第三条の規 において港湾管理者に貸し付け

ない。

2 • (略)

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾の港湾計画に適合することその他 営される埠頭をいう。 国土交通省令で定める要件に該当するものである旨の認定を申請するこ 港湾管理者」という。)に対し、 しようとする者は、 重要港湾における特定埠頭 当該港湾の港湾管理者 以下この条において同じ。)を運営し、又は運営 国土交通省令で定めるところにより、 (以下この条において単に 同一 の者により一体的に運

とができる。

(埠頭群を構成する行政財産の貸付け)

第五十五条 埠頭群を構成する同法第三条第二項に規定する行政財産である第五十二 条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設を当該港湾運営会社に貸 第一項の規定にかかわらず、その指定を受けた港湾運営会社が運営する し付けることができる。 国土交通大臣は、 第五十四条第一項及び国有財産法第十八条

国土交通大臣は、 前項の規定による貸付けをしようとするときは、 当

2

又は管理を委託しなければならない。

2 • 3 略

(特定埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十四条の三 埠頭 れに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外 (同一の者により一体的に運営される岸壁その他の係留施設及びこ 国際戦略港湾、 国際拠点港湾又は重要港湾における特定

理者 ものである旨の認定を申請することができる。 の港湾計画に適合することその他国土交通省令で定める要件に該当する 交通省令で定めるところにより、 いて同じ。)を運営し、又は運営しようとする者は、 の港湾施設 (以下この条において単に「港湾管理者」という。) に対し、 (特定国際コンテナ埠頭を除く。) をいう。 当該特定埠頭の運営の事業が当該港湾 当該港湾の港湾管 以下この条にお 国土

(特定国際コンテナ埠頭を構成する行政財産の貸付け)

第五十五条 つて生じた港湾施設を認定運営者に貸し付けることができる。 条第二項に規定する行政財産である第五十二条に規定する港湾工事によ 第一項の規定にかかわらず、 国土交通大臣は、 特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第三 第五十四条第一項及び国有財産法第十八条

2 国土交通大臣は、 前項の貸付けをしようとするときは、 当該貸付けに

百三十八条の五第四項から第六項までの規定は第四項の貸付けについて	二十四条の規定は第五項の規定による貸付けについて、地方自治法第二
一項の貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二	一項の規定による貸付けについて、同法第二十一条、第二十三条及び第
6 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第	7 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第
	、適用しない。
に借地借家法第三条及び第四条の規定は、適用しない。	四条並びに借地借家法第三条、第四条、第十三条及び第十四条の規定は
5 第一項及び前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並び	6 第一項、第四項又は前項の規定による貸付けについては、民法第六百
	社に貸し付けることができる。
	地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産を当該港湾運営会
	港湾運営会社が運営する埠頭群を構成する国有財産法第三条第二項又は
	治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、その指定を受けた
	5 国際拠点港湾の港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自
	に規定する行政財産を当該港湾運営会社に貸し付けることができる。
に規定する行政財産を認定運営者に貸し付けることができる。	た港湾運営会社が運営する埠頭群を構成する同法第二百三十八条第四項
かわらず、特定国際コンテナ埠頭を構成する同法第二百三十八条第四項	の規定にかかわらず、第四十三条の十一第一項の規定による指定を受け
4 特定港湾管理者は、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にか	4 国際戦略港湾の港湾管理者は、地方自治法第二百三十八条の四第一項
臣に協議しなければならない。	め、財務大臣に協議しなければならない。
3 国土交通大臣は、第一項の貸付けをするときは、あらかじめ、財務大	3 国土交通大臣は、第一項の規定による貸付けをするときは、あらかじ
らない。	ならない。
める事項について、あらかじめ、特定港湾管理者の同意を得なければな	湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者の同意を得なければ
係る港湾施設の位置及び名称、貸付けの時期その他の国土交通省令で定	

第五十五条の八 国は、特定港湾管理者が認定運営者に対し、特定国際コ	第五十五条の八 国は、国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者が港
け	
(特定国際コンテナ埠頭を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付	(埠頭群を構成する港湾施設の建設等に係る資金の貸付け)
要な事項は、国土交通省令で定める。	土交通省令で定める。
8 前各項に定めるもののほか、特定国際コンテナ埠頭の貸付けに関し必	10 前各項に定めるもののほか、埠頭群の貸付けに関し必要な事項は、国
る。	により貸付けをする場合」とする。
ある場合、又は第五十五条第四項の規定により貸付けをする場合」とす	」とあるのは「三年の期間内である場合、又は第五十五条第五項の規定
けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内で	た者」とあるのは「貸付けを受けた者」と、「三年の期間内である場合
ては、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受	六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受け
運営者に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用につい	財産をその指定を受けた港湾運営会社に貸し付ける場合における第四十
7 第四項の規定により特定港湾管理者が同項に規定する行政財産を認定	9 第五項の規定により国際拠点港湾の港湾管理者が同項に規定する行政
	合、又は第五十五条第四項の規定により貸付けをする場合」とする。
	」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場
	同項ただし書中「又は貸付を受けた者」とあるのは「貸付けを受けた者
	に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、
	財産を第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社
	8 第四項の規定により国際戦略港湾の港湾管理者が同項に規定する行政
	る。
	規定は第四項又は第五項の規定による貸付けについて、それぞれ準用す
、それぞれ準用する。	百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの

金額の範囲内で政令で定める金額を無利子で当該港湾管理者に貸し付けためる港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項において準用する前条第三項の規定によるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金を無利子湾運営会社に対し、埠頭群を構成する荷さばき施設その他の国土交通省

2

ることができる

(登録)

と読み替えるものとする。

第五十六条の二の三(略)

一·二 (略)

ンテナ埠頭を構成する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾 をによるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適 でによるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適 でによるほか次項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適 でで定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付ける場 で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付ける場 で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで でで定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで でで定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで でで定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで でで定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで でで定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで でで定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで で定める金額を無利子で当該特定港湾管理者に貸し付けることがで

定運営者」と読み替えるものとする。

で運営者」と読み替えるものとする。とあるのは「貸付けを受ける認おいて、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」が、 この場合に が (特定港湾管理者) とあるのは「特定港湾管理者) とあるのは「特定港湾管理者) といるの質付けについて準用する。この場合に が (まず) が

(登録)

第五十六条の二の三(略)

に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。 いるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録おいて「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合して 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項に

一・二 (略)

がその親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいイ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、港湾建設等関係者

ロ・ハ (略)

う。) であること。

3~5 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十六条の二の十 録を含む。 この条において同じ。) の作成がされている場合における当該電磁的記 であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録 に事業報告書 の事業年度の財産目録、 を作成し、 次項及び第六十四条第一 国土交通大臣に提出するとともに、 (その作成に代えて電磁的記録 登録確認機関は、 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並び 一項において 毎事業年度経過後三月以内に、 (電子的方式、磁気的方式 「財務諸表等」という。 五年間事務所に備えて 以下 そ

置かなければならない

者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当する以下この号及び第五十六条の二の十第二項において「港湾建設等関係いこととされる者又は港湾の施設の設計若しくは建設を請け負う者(三 登録申請者が、前条第二項の規定により確認を受けなければならな

条第一項に規定する親法人をいう。)であること。がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九

ものでないこと。

ロ・ハ (略)

3~5 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十六条の二の十 置かなければならない)

を

作成し、 録を含む。 この条において同じ。) の作成がされている場合における当該電磁的記 であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下 その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録 に事業報告書(その作成に代えて電磁的記録 の事業年度の財産目録、 次項及び第六十三条第一 国土交通大臣に提出するとともに、 登録確認機関は、 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並び 項において 毎事業年度経過後三月以内に、 (電子的方式、磁気的方式 「財務諸表等」という。 五年間事務所に備えて そ

(略

(報告の徴収等)

第五十六条の五 律の施行に必要な限度において、 規定による許可を受けた者に対し必要な報告を求め、 第三十七条第一項、 国土交通大臣、 第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の 都道府県知事又は港湾管理者は、この法 国土交通省令で定めるところにより、 又はその職員に、

帳簿、 当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若 しくは事業場に立ち入り、 書類その他必要な物件を検査させることができる。 当該許可に係る行為の状況若しくは工作物

2 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、 この法律の施行に必

要な限度において、

けた港湾運営会社に対し その業務若しくは経理の状況に関し報告を求

国土交通省令で定めるところにより、

その指定を受

又はその職員に、 その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他 0

施設、 事業場に立ち入り、 帳簿、 書類その他の物件を検査させ、 業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する 若しくは関係者に質問させ

ることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を

携帯し、

関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために

認められたものと解してはならない

2 略

(報告の徴収等)

第五十六条の五 国土交通大臣、 都道府県知事又は港湾管理者は、この法

律の施行に必要な限度において、 国土交通省令で定めるところにより、

第三十七条第一項、 第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の 又はその職員に当該

規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、

は事業場に立ち入り、 許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しく 当該許可に係る行為の状況若しくは工作物 帳簿

書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を携

2

帯し、 関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一 項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められた

ものと解してはならない

- 39 -

処 そ 運 担 を	7 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした港湾運の職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処の職務を行うべき社員)、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処			3 (略) 下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の第六十一条(第四十三条の二十三第一項の規定による報告若しくは資料の(罰則)
3 2 第六十	処 え 運	者 を の 提 雇) 十 計 万	。 年 以	- の 関 関 関 の の
			2 第	第 六 十 一 条	(罰則)

その法人に対して当該各号の各号に掲げる規定の違反行	理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関しを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代	第六十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの	懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	る団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事したときは、六月以下の	10 第二十五条第一項の規定による給与を受ける委員が、営利を目的とす 5	役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査	た場合には、その違反行為をした港湾運営会社の取締役、執行役、会計	くは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし	をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若し	9 第五十六条の五第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告	8 (略)	き。	三 第四十五条第三項の規定による命令に違反して、料金を収受したと	た書面に記載された料率によらないで、料金を収受したとき。	二 第四十五条第二項の規定による書面の提出をしないで、又は提出し	
			の懲役又は三万円以下の罰金に処する。	る団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事したときは、六箇月以下	- 第二十五条第一項の規定による給与を受ける委員が、営利を目的とす							(略)					

3 (略)	2 (略)	全部を休止し、又は廃止したとき。	二 第四十三条の十八第一項の規定に違反して、埠頭群の運営の事業の	変更をしたとき。	第四十三条の十三第一項の規定による認可を受けないで運営計画の	き社員又は監査役は、五十万円以下の過料に処する。	た港湾運営会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべ	第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし	法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。	第六項又は第八項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その	従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十一条第三項、第四項、	第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の	又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。	は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人	2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又	三 前条第五項 同項の罰金刑	二 前条第二項 一億円以下の罰金刑	一 前条第一項 二億円以下の罰金刑	
2 (略)	第六十三条(略)								も、各本項の罰金刑を科する。	違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して	従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一項から第四項までの	第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の							

2 (削除) (削除) (削除) (略) 附 則

> 附 則

(法令の改廃)

2 都市計画法の 部を次のように改正する。 第十條第二項の次に次の

項を加える。

都市計画区域内ニ於テハ前項ノ場合ノ外港湾ノ管理運営ノ為臨港地区ヲ

指定スルコトヲ得

3 河川法の 一部を次のように改正する。

第二條第二項の次に次の一項を加える。

港湾法 二項ノ規定ニ依リ地方行政庁カ河川ノ区域ノ認定又ハ変更ヲセントスル (昭和二十五年法律第二百十八号)ニ規定スル港湾区域ニ付キ前

トキハ当該地方行政庁ニ於テ港湾管理者ニ協議スベシ

4 臨時物資需給調整法 (昭和) 一十一年法律第三十二号) 0 部を次のよ

二十五年法律第二百十八号) に規定する港務局を含む。)」を加える。 うに改正する。 第三條の二中 「地方公共団体」 の 下 に 「(港湾法 (昭和

(国内産業の開発上特に重要な港湾に関する 特例)

5 重要港湾のうち国内産業の開発上特に重要な港湾で、政令で定めるも

国の負担又は補助については、 のにおいて港湾管理者又は国土交通大臣がする港湾工事の費用に関する 当分の間、 国際拠点港湾における港湾工

事の例による。

(港湾工事の費用の負担及び補助についての経過規定)

6

昭和二十六年度において、

関係地方公共団体がする港湾工事の費用に

(削除)

7 する。 湾管理者のする港湾工事の費用について、 昭和二十六年度において、 運輸大臣が自らする港湾工事の費用につい 負担し、 又は補助するものと

四十三条の規定にかかわらず、

当該既に定まつた割合をもつて、

当該港

きときは、

国は、

昭和二十七年三月三十一日までは、

第四十二条又は第

湾管理者が設立され、

且つ、

港湾管理者においてその港湾工事を行うべ

ついて、

国が負担し、又は補助する割合が定まつた日以後において、

国又は関係地方公共団体が負担する割合が定まつた日以後において

者は、 により、 港湾管理者が設立され、 昭和二十七年三月三十一日までは、 引き続き当該港湾工事を自らするときは、 且つ、 運輸大臣が、当該港湾管理者との協議 第五十二条第二項及び第三項 国又は当該港湾管理

港湾工事の費用について、 負担するものとする。

の規定にかかわらず、

当該既に定まつた割合をもつて、

運輸大臣のする

8 昭和二十七年度において、 関係地方公共団体がする港湾工事の費用に

(削除)

湾管理者が設立され、 ついて、 国が負担し、又は補助する割合が定まつた日以後において、 且つ、 港湾管理者においてその港湾工事を行うべ 港

四十三条の規定にかかわらず、 きときは、 国は、 昭和二十八年三月三十一日までは、 当該既に定まつた割合をもつて、 第四十二条又は第 当該港

湾管理者のする港湾工事の費用について、

負担し、

又は補助するものと

- 44 -

する。

(削除)

9 者は、 港湾工事の費用について、 の規定にかかわらず、 により 港湾管理者が設立され、 昭和二十六年度において、 国又は関係地方公共団体が負担する割合が定まつた日以後において 昭和二十七年三月三十一日までは、 引き続き当該港湾工事を自らするときは、 当該既に定まつた割合をもつて 且つ、 負担するものとする。 運輸大臣が自らする港湾工事の費用につい 運輸大臣が、 第五十二条第二項及び第三項 当該港湾管理者との協議 国又は当該港湾管理 運輸大臣のする

(昭和六十年度の特例)

10 の 四 のは 三分の一」と、 分の二」と、 分の七・五」とあるのは「三分の二」と、「十分の二・五」とあるのは 用については いて準用する場合を含む。)、 十五条の六第 と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、 「三分の一」と、 第四十二条第二項及び第三項 ・五」とする。 「十分の五・五」 第五十二条第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは 一項、 第五十五条の六第一 第四十二条第二項中 第四十三条第一号中「十分の七・五」とあるのは「三 第三項及び第五項の規定の昭和六十年度における適 同条第五項中 第四十三条、 (これらの規定を第五十二条第二項にお 項及び第三項中 「十分の十」とあるのは 「十分の四」とあるのは 第五十二条第三項並びに第五 「十分の六」とある 同条第三項中「十 「十分の九

(昭和六十一年度)

平成三年度及び平成四年度の特例)

(削除)

11 あるのは「十分の五・五」とする。 は るのは「十分の四」と、 分の八」 ける適用については、 項及び第三項の規定の昭和六十一年度、 第四十二条第二項及び第三項、 「十分の六」と、 「十分の七・五」とあるのは と 「十分の七・五」とあるのは 第五十五条の六第一 第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは 第四十三条第一号中「十分の七・五」とあるの 「十分の六」と、 第四十三条並びに第五十五条の六第一 平成三年度及び平成四年度にお 項及ひ第三項中 「十分の六」と、 「十分の二・五」とあ 一十分の六」と 同条第三項 干

12 分の四 るのは 項中 とあるのは「三分の一」と、 あるのは「三分の一」と、 おける適用については、 びに同条第五項の規定の昭和六十一年度、 五十二条第三項、 十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、 第五十二条第二項において準用する第四十二条第二項及び第三項 「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、 「十分の五・五」と、 五」とする。 第五十五条の六第四項において準用する同条第一項並 第四十二条第二項中 第五十二条第三項第一号中「十分の二・五」 第五十五条の六第一項中「十分の六」とあ 同条第五項中「十分の四」とあるのは「十 平成三年度及び平成四年度に 「十分の十」 「十分の二・五」と とあるのは 同条第三 第

(昭和六十二年度から平成二年度までの特例)

(削除)

3 6

(略)

(国の無利子貸付け等)

るのは 十分の四・七五」とする。 とあるのは「十分の四」と、 あるのは「三分の一」と、 項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、 十分の八」と、 おける適用については、 びに同条第五項の規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度に (国の無利子貸付け等) 「十分の五・二五」 「十分の七・五」とあるのは 第四十二条第二項中 لح 第五十二条第三項第一号中「十分の二・五」 第五十五条の六第一項中「十分の六」とあ 同条第五項中「十分の四」とあるのは 「十分の六」 「十分の十」とあるのは 「十分の二・五」と ٢ 同条第三

13

第四十二条第二項及び第三項、 第四十三条並びに第五十五条の六第一

ける適用については、 項及び第三項の規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度にお 第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは

十

分の七・五」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の五・七五」と、

同条第三項中 「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、 「十分の二

」とあるのは 五」とあるのは 「十分の五・七五」と、 「十分の四」 と 第四十三条第一号中 第五十五条の六第一項及び第三項 「十分の七・五

「十分の六」とあるのは「十分の五・二五」とする。

第五十二条第二項において準用する第四十二条第二項及び第三項、

第

14

五十二条第三項、 第五十五条の六第四項において準用する同条第 一項並

15 \ 18 略

		7
令で定める。	付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政	前項に定めるもののほか、附則第三項から第五項までの規定による貸
、政令で定める。	る貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項	19 前項に定めるもののほか、附則第十五項から第十七項までの規定に

- 8 国が貸し付けることとなる金額」とする 国が負担することとなる金額」とあるのは、 ける第四十二条第三項の規定の適用については、 附則第三項の規定により国が港湾管理者に対し貸付けを行う場合にお 「附則第三項の規定により 同項中「これによつて 20
- 9 項の規定による国の負担については、 該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとす 合には、 国は、 当該貸付けの対象である工事に係る第四十二条第一項又は第二 附則第三項の規定により、 港湾管理者に対し貸付けを行つた場 当該貸付金の償還時において、 当

る。

- 10 は、 を交付することにより行うものとする る当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、 合には、 国は、 当該貸付金の償還時において、 当該貸付けの対象である工事について、 附則第四項の規定により、 当該貸付金の償還金に相当する金額 港湾管理者に対し貸付けを行つた場 第四十三条の規定によ 当該補助について
- 合には、 金額の補助を行うものとし、 国は、 当該貸付けの対象である工事について、 附則第五項の規定により、 当該補助については、 港湾管理者に対し貸付けを行つた場 当該貸付金に相当する 当該貸付金の償還時

11

- 政令で定める 項は によ
- 場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第四十二条第一項又は第 より国が貸し付けることとなる金額」とする。 て国が負担することとなる金額」とあるのは、 おける第四十二条第三項の規定の適用については、 国は、 附則第十五項の規定により国が港湾管理者に対し貸付けを行う場合に 附則第十五項の規定により、 港湾管理者に対し貸付けを行つた 「附則第十五項の規定に 同項中
- 21 る。 二項の規定による国の負担については、 当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとす 当該貸付金の償還時において、
- 22 場合には、 額を交付することにより行うものとする。 ては、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金 よる当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、 国は、 附則第十六項の規定により、 当該貸付けの対象である工事について、 港湾管理者に対し貸付けを行つた 第四十三条の規定に 当該補助につい
- 23 場合には、 る金額の補助を行うものとし、 国は、 附則第十七項の規定により、 当該貸付けの対象である工事について、 当該補助については、 港湾管理者に対し貸付けを行つた 当該貸付金に相当す 当該貸付金の償還

において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行

うものとする。

)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限た無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定めらた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定めら24

13

 \mathcal{O}

到来時に行われたものとみなす。

項、 七項、 充てる資金を無利子で貸し付けた」と、 特別措置法附則第五条第 港湾工事に関する法律附則第七項、 た」とあるのは おいて、第四十六条第一項中 てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。 十四号) 十一号) 則 にする港湾工事に関する法律 第七項、 第四十六条の規定は、 奄美群島振興開発特別措置法 失効前の沖縄振興開 附則第五条第一 附則第九条第一 失効前の 「附則第三項から第五項まで、 沖縄振興開発特別措置法 項の規定により国がその工事に要する費用に充 項又は沖縄振興特別措置法 附則第三項から第五項まで、 項の規定により国がその工事に要する費用に 発特別措置法附則第九条第一 「その工事の費用を国が負担し又は補助 (昭和二十六年法律第七十三号) (昭和二十九年法律第百八十九号) 奄美群島振興開発特別措置法附則第 「国が負担し、 (昭和四十六年法律第百三 北海道開発のためにする (平成十四年法律第 北海道開発のため 若しくは補助し 項又は沖縄 この場合に 附則第七 振 附 興 25

行うものとする。 時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより

該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
合を除く。)における前三項の規定の適用については、当該償還は、当き定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合(政令で定める場受けた無利子貸付金について、附則第十八項及び第十九項の規定に基づ受けた無利子貸付金について、附則第十七項までの規定による貸付けを

第七項、 七項、 て、 号) 号) 金を無利子で貸し付けた」と、 法附則第五条第 港湾工事に関する法律附則第七項、 とあるのは 資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合にお ためにする港湾工事に関する法律 附則第七項、 第四十六条の規定は、 第四十六条第一項中 附則第九条第一項又は沖縄振興特別措置法 附則第五条第 沖縄振興開発特別措置法附則第九条第一 奄美群島振興開発特別措置法 「附則第十五項から第十七項まで、 沖縄振興開発特別措置法 一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資 一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる 附則第十五項から第十七項まで、 「その工事の費用を国が負担し又は補助した」 「国が負担し、 (昭和二十六年法律第七十三号) 奄美群島振興開発特別措置法附則 (昭和二十九年法律第百八十九号 (昭和四十六年法律第百三十 若しくは補助した」とあ 北海道開発のためにする 項又は沖縄振興特別措 (平成十四年法律第十四 北海道開 附則 発

項若しくは第十一項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとる法律附則第五条第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、失効前の沖縄振興開発特別措置法附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に関すた」とあるのは「附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に関す

開 担若しくは補助又は附則 第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第五条第七項に規定する国 発特別措置法附則第十項、 [発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一 第四十六条の規定は、 前項に規定する港湾施設で附則第九項 第十項若しくは第十 失効前の沖縄振興開発特別措置法附則 項の規定による国の補助 項、 奄美群島 北海道 第九 振 興開 \mathcal{O} 負 条 26

14

する。

15 16 (略)

に係るものについては、

適用しない。

17 関連する事業を含む。 事に要する費用を支弁することができると認められる当該工事と密接に はその職員に、 若しくは資産の状況に関して、 するため必要があると認めるときは、 当該貸付けに係る事業 国土交通大臣は、 帳簿、 附則第十五項の規定による貸付けを受けた者に対 以下この項において同じ。)の適正な実施を確保 書類その (その収益をもつて当該貸付けの対象である工 報告若しくは資料の提出を求め、 他の必要な物件を調査させ、 当該貸付けに係る事業に係る業務 若しくは関 若しく L

は第二十三項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第二十二項若しく発特別措置法附則第九条第八項若しくは沖縄振興特別措置法附則第五条元のは「附則第二十一項、北海道開発のためにする港湾工事に関する法

助に係るものについては、 しくは補助又は 項若しくは沖縄振興特別措置法附則第五条第七項に規定する国の負担若 興開発特別措置法附則第十項、 海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第十一項 第四十六条の規定は、 附則第一 <u>-</u> 前項に規定する港湾施設で附則第 適用しない。 一項若しくは第二十三項の規定による国 沖縄振興開発特別措置法附則第九条第八 干 奄美群島 項 |の補 北

27 • 28 (略)

29 くはその職員に、 務若しくは資産の状況に関して、 保するため必要があると認めるときは、 に関連する事業を含む。 工事に要する費用を支弁することができると認められる当該工事と密接 Ļ 国土交通大臣は、 当該貸付けに係る事業 帳簿、 附則第二十七項の規定による貸付けを受けた者に対 以下この項において同じ。) 書類その他の必要な物件を調査させ、 (その収益をもつて当該貸付けの対象である 報告若しくは資料の提出を求め、 当該貸付けに係る事業に係る業 の適正な実施を確 若しくは

係者に質問させ、 勧告をすることができる 又は当該貸付けに係る事業に係る業務の改善に関する

18 19 貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができる 方法その他貸付けの条件の基準については、 き又は同項の規定による勧告に従わなかつたときは、当該貸付けに係る よる報告若しくは資料提出の要求、 国は、 前三項に定めるもののほか、 附則第十五項の規定による貸付けを受けた者が、 附則第十五項の国の貸付金に関する償還 調査若しくは質問に応じなかつたと 政令で定める。 前項の規定に 31 30

(特定の国際戦略港湾の港湾運営会社の指定に関する特例)

20

ては、 めるときは、 ないこととした場合であつて、 同日から三月以内に同項の申請をした者の全てについて同項の指定をし て同じ。) に掲げる規定の施行の日から三月以内に国際戦略港湾 第二項の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があ 部を改正する法律 国土交通大臣は 当該二以上の国際戦略港湾。 における第四十三条の十一第 その埠頭の管理運営の状況その他の状況を勘案して国際戦 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律 (平成二十三年法律第 当面同項の指定をする見込みがないと認 以下この項及び附則第三十項にお 一項の申請がなかつた場合又は 号) 附則第一条第二号 (第四十三条の十 つた場合にあ

要件を備えていると認められる株式会社を

略港湾の埠頭群の区分を指定し

当該埠頭群の区分ごとに、

次に掲げる

その申請により

を限

関係者に質問させ、 る勧告をすることができる。 又は当該貸付けに係る事業に係る業務の改善に関す

還方法その他貸付けの条件の基準については、 る貸付金の全部又は とき又は同項の規定による勧告に従わなかつたときは、 による報告若しくは資料提出の要求、 国は、 前三項に定めるもののほか、 附則第二十七項の規定による貸付けを受けた者が、 一部について償還期限を繰り上げることができる 附則第二十七項の国の貸付金に関する償 調査若しくは質問に応じなかつた 政令で定める 当該貸付けに係 前項の規定

- 51 **-**

23 国土交通大臣は、附則第二十項の規定による埠頭群の区分の指定をし
よる埠頭群の区分の指定について準用する。
22 第四十三条の十一第四項及び第五項の規定は、附則第二十項の規定に
により、その旨を公示しなければならない。
号の規定による区域の指定をしたときは、国土交通省令で定めるところ
21 国土交通大臣は、前項の規定による埠頭群の区分の指定又は同項第四
あること。
とが国際戦略港湾における特定埠頭群の運営の効率化に資するもので
する場合にあつては、当該埠頭と特定埠頭群とを一体的に運営するこ
周辺の国土交通大臣が指定する区域内に存するものに限る。)を運営
四 国際戦略港湾において特定埠頭群に含まれない埠頭(特定埠頭群の
であること。
三 特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するもの
つ確実な計画を有するものであること。
二 前号に掲げるもののほか、特定埠頭群の運営の事業に関する適正か
るものであること。
一 特定埠頭群の運営の事業の内容が国際戦略港湾の港湾計画に適合す
できる。
営する者(以下「特例港湾運営会社」という。)として指定することが
て、当該区分に係る埠頭群の部分(以下「特定埠頭群」という。)を運

25 24 27 26 るの 関する法律 る。 ものに限る。) 則第二十項に規定する特定埠頭群」と、 は、 た日から起算して一年を経過する日までの間に限り行うことができる。 の規定による指定を行わないものとする。 取り消す場合にあつては て準用する第四十三条の十一第四項の規定により埠頭群の区分の指定を たときは、 「埠頭 において、 当該特例港湾運営会社を同項の規定による指定を受けた港湾運営会社 同項の規定による指定を第四十三条の十 第四十三条の十一第七項から第十項まで及び第四十三条の十二の規定 附則第I 附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社については 附則第二十項の申請は、 この場合において、 特定埠頭群を埠頭群とそれぞれみなして、 は 附則第二十項の規定による特例港湾運営会社の指定について準用す (附則第二十項第四号の国土交通大臣が指定する区域内に存する 「附則第二十項」とする。 一十項の規定による特例港湾運営会社の指定は その日から起算して四年を経過する日までの 第四十三条の十三第二項中 (平成十九年法律第二十三号) を運営する」と読み替えるものとする。 同条第一項第二号中 当該取消しを行うまでの間) 同項の規定による埠頭 「第四十三条の十一第一 「埠頭を運営する」とあるのは の規定を適用する。 一第 「埠頭群」とあるのは この法律及び特別会計に 項の規定による指定と 群の区分の指定があつ 間 は、 同項の埠 (前 同条第一項 この場合 項」とあ 項 気におい 頭 附 群

を失う。の区分の指定があつた日から起算して四年を経過する日限り、その効力

する。 第四十三条の二十第三項の規定は、前項に規定する場合について準用29

30 附則第二十項の規定による埠頭群の区分の指定があつた日から起算し会社は、当該四年を経過する日において、当該特例港湾運営会社が同項の規定による指定を受定埠頭群の全てを同一の特例港湾運営会社が同項の規定による指定を受ご十八項の規定は、適用しない。この場合において、当該特例港湾運営会社については、附則第二十項の規定による埠頭群の区分の指定があつた日から起算し会社は、当該四年を経過する日の翌日において、第四十三条の十一第一定埠頭群の全社は、当該特別港湾運営会社は、当該四年を経過する日の翌日において、第四十三条の十一第一定埠頭群の全社は、当該四年を経過する日の翌日において、第四十三条の十一第一定埠頭群の全社は、当該四年を経過する日の翌日において、第四十三条の十一第一定埠頭群の区分の指定があった日から起算し

(特定の国際拠点港湾の港湾運営会社に関する特例)

項の規定による指定を受けたものとみなす。

長距離の国際海上コンテナ運送の用に供される国土交通省令で定める「特別の国際海上コンテナ運送の用に供される国土交通省令で定める」

31

の国土交通省令で定める事情を勘案し、民間の能力の活用によりその運規模以上の埠頭を有する国際拠点港湾であつて、コンテナ取扱量その他

十四項中「一年」とあるのは「二年」とする。 して政令で定めるものについては、当分の間、当該国際拠点港湾を国際 戦略港湾とみなして、国際戦略港湾における港湾運営会社及び特例港湾 運営会社に関する規定を適用する。この場合において、附則第二十三項 及び第二十七項並びに前項中「四年」とあるのは「五年」と、附則第二十三項 大四項中「一年」とあるのは「五年」と、附則第二十三項

(削除)

(債券発行に関する経過措置)

32 平成十七年度までの間、第三十条第二項の規定の適用については、同

断するために必要とされる基準に係る部分に限る。)並びに第五条の四

第二項及び第六項(許可をするかどうかを判

項中「第五条の三第一項、

項

(第一号及び第二号を除く。)、

第二項及び第六項

(同法第五条の

三第一項ただし書に係る部分に限る。)」とあるのは、「第三十三条の七

第四項」とし、同項後段の規定は、適用しない。

- 55 -

現行
(株式)
第四条 港湾管理者は、常時、指定会社の発行済株式の総数の二分の一以
上に当たる株式を保有していなければならない。

権を地方公共団体が保有している株式会社が取得し、又は保有する場合項において同じ。)又はその総株主の議決権の三分の二以上の数の議決

は、

この限りでない。

きには、適用しない。 「有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるとの国土交通省令で定める場合において、指定会社の総株主の議決権の保

3 前項の場合において、指定会社の総株主の議決権の保有基準割合以上 ならない。

るために必要な措置をとらなければならない。 月以内に、指定会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者とな 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三

合 当該対象議決権

(対象議決権保有届出書の提出) 「前各項の規定の適用に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四条の二 V) 議決権保有届出書を をいう。)、 対象議決権の数を当該指定会社の総株主の議決権の数で除して得た割合 ところにより、 保有者 「対象議決権保有者」という。)となつた者は、 (地方公共団体及び港務局以外の者に限る。 指定会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権 保有の目的その他国土交通省令で定める事項を記載した対象 対象議決権保有割合 遅滞なく 国土交通大臣に提出しなければならな (対象議決権保有者の保有する当該 国土交通省令で定める 以下この項において \mathcal{O}

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の徴収及び検査)2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

るべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該提出者の書ると認めるときは、当該対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあ第四条の三 国土交通大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうち

	検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役若しくは三
	、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による
	第十七条 第四条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず
	(罰則)
ものと解してはならない。	
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた	(削除)
帯し、関係人にこれを提示しなければならない。	ついて準用する。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携	2 第四条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に
第十三条 (略)	第十三条 (略)
(報告及び検査)	(報告及び検査)
	を公表しなければならない。
	済株式の総数、総株主の議決権の数その他の国土交通省令で定める事項
	第四条の四 指定会社は、国土交通省令で定めるところにより、その発行
	(発行済株式の総数等の公表)
	と解してはならない。
	3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの
	、関係人にこれを提示しなければならない。
	2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し
	検査に限る。)をさせることができる。
	類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に関し必要な

百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

第十八条 第四条第一項又は第四項の規定に違反した者は、 年以下の懲

役若しくは百万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役若しくは

五十万円以下の罰金に処し、 又はこれを併科する。

第四条第三項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をした者

第四条の二第 項の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、

又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第二十条 第十二条の規定による命令に違反した場合には、 その違反行為

をした指定会社の取締役、 執行役、 会計参与 (会計参与が法人であると

金に処する。

きは、その職務を行うべき社員)、

監査役又は職員は、

百万円以下の罰

第二十一条 略

第二十二条 法人 (法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの

を含む。 以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代

理人、 使用人その他の従業者が、 その法人又は人の業務又は財産に関し

次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、 その行為者を罰する

ほか、 その法人に対して当該各号に定める罰金刑を その人に対して各

本条の罰金刑を科する。

第十七条 (罰則)

(略)

(削除)	一~四 (略)	員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。	た指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社	第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし	又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。	は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を	2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代	三 第十九条 同条の罰金刑	二 第十八条 一億円以下の罰金刑	一 第十七条 二億円以下の罰金刑
五第十二条の規定による命令に違反したとき。	一~四(略)	又は監査役は、百万円以下の過料に処する。	2うべき社 指定会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員	《行為をし 第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした	No° Company of the second of	法人を被告人	その代表者又			

(傍
線
の
部分
は
改
正
部公
IJ

2 · 3 (略)	2・3 (略)
四 (略)	四(略)
ニ〜チ (略)	ニ〜チ (略)
	湾に係るものに関する事業
ハ 港湾法による港湾施設で重要港湾に係るものに関する事業	ハ 港湾法による港湾施設で国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港
イ・ロ(略)	イ・ロ(略)
響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの	響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの
三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影	三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影
一・二(略)	一•二 (略)
通大臣が事業の認定に関する処分を行う。	通大臣が事業の認定に関する処分を行う。
第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交	第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交
(事業の認定に関する処分を行う機関)	(事業の認定に関する処分を行う機関)
現行	改正案

(傍
線
の
部分
カは
改
正
部
分

め国土交通大臣に協議しなければならない。	湾、国際拠点港湾又は重要港湾であるときは、港湾管理者は、あらかじる場合において、当該港湾が港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港	2 港湾管理者が港湾区域について前項の規定による協議に応じようとす	第四条 (略)	(指定についての協議)	改正案
ならない。	あるときは、港湾管理者は、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければる場合において、当該港湾が港湾法第二条第二項に規定する重要港湾で	2 港湾管理者が港湾区域について前項の規定による協議に応じようとす	第四条 (略)	(指定についての協議)	現行

0
都市計画法
(昭和四十三
三年法律第百号)
) (抄)
(附則第八条第三号関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
(都市計画を定める者)	(都市計画を定める者)
第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村	第十五条 次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村
が定める。	が定める。
一~三(略)	一~三(略)
四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に	四 第八条第一項第四号の二、第九号から第十三号まで及び第十六号に
掲げる地域地区(同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法(昭和二	掲げる地域地区(同項第九号に掲げる地区にあつては港湾法(昭和二
十五年法律第二百十八号)第二条第二項の国際戦略港湾、国際拠点港	十五年法律第二百十八号)第二条第二項の重要港湾に係るものに、第
湾又は重要港湾に係るものに、第八条第一項第十二号に掲げる地区に	八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては都市緑地法第五条の規定
あつては都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域、首都圏近郊緑	による緑地保全地域、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百
地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第四条第二項第三号の近郊緑	一号)第四条第二項第三号の近郊緑地特別保全地区及び近畿圏の保全
地特別保全地区及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十	区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号)第六条第二項
二年法律第百三号)第六条第二項の近郊緑地特別保全地区に限る。)	の近郊緑地特別保全地区に限る。)に関する都市計画
に関する都市計画	
五~七 (略)	五~七 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)

改正案	現行
(用語の定義)	(用語の定義)
第四十七条 この節、次章及び附則において「港湾環境影響評価」とは、	第四十七条 この節、次章及び附則において「港湾環境影響評価」とは、
港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する国際	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する重要
戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規	港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画(以下「港湾計画
定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)に定められる港湾の開発	」という。)に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接
、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下この節において	する地域の保全(以下この節において「港湾開発等」という。)が環境
「港湾開発等」という。)が環境に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」	に及ぼす影響(以下「港湾環境影響」という。)について環境の構成要
という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評	素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う
価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められ	過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全の
る港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じ	ための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響
られた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。	を総合的に評価することをいう。

 \bigcirc 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法

(平成十二年法律第百四十八号)(抄)(附則第八条第五号関係)

(傍線の部分は改正部分)

														別表		
漁港											港湾	道路		_		
(略)	改良の工事	港湾における水域施設等の建設又は	港湾法第二条第二項に規定する地方	改良の工事	水域施設等」という。)の建設又は	係留施設及び臨港交通施設(以下「	湾施設のうち水域施設、外郭施設、	湾における同条第五項に規定する港	戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港	八号)第二条第二項に規定する国際	港湾法(昭和二十五年法律第二百十	(略)	事業の区分	(第七条関係)	改正案	
(略)			十分の四・五		、十分の四・五)	良の工事にあっては	なものの建設又は改	省令で定める小規模	に規定する国土交通	法第四十二条第一項	十分の五・五(港湾	(略)	国の負担割合			
漁港											港湾	道路		別表(第4		
(略)	改良の工事	港湾における水域施設等の建設又は	港湾法第二条第二項に規定する地方		は改良の工事	「水域施設等」という。)の建設又	、係留施設及び臨港交通施設(以下	港湾施設のうち水域施設、外郭施設	港湾における同条第五項に規定する	八号)第二条第二項に規定する重要	港湾法(昭和二十五年法律第二百十	(略)	事業の区分	第七条関係)	現行	
(略)			十分の四・五		、十分の四・五)	良の工事にあっては	なものの建設又は改	省令で定める小規模	に規定する国土交通	法第四十二条第一項	十分の五・五(港湾	(略)	国の負担割合			

施設	義務教育	設	消防用施
	(略)		(略)
	(略)		(略)
Į.		ı	
*	24		2216
施設	義務教育	設	消防用施
心	義務教育 (略)	設	消防用施 (略)
心設		設	
心		設	
心		設	
心設		設	
心設	(略)	設	(略)

 \bigcirc 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 (平成十九年法律第六十七号)(抄) (附則第八条第六号関係)

別表

項 (第十一条関係) 港湾 (略) 改良 港湾法 施設等」という。)の建設及び 又は臨港交通施設 水域施設、外郭施設、係留施設 五項に規定する港湾施設のうち 湾又は重要港湾における同条第 する国際戦略港湾 百十八号)第二条第二項に規定 略 事業の区分 (昭和二十五年法律第二 改 正 案 (以下「水域 国際拠点港 外郭施設又は係 十分の五・ は、 び改良にあって 留施設の建設及 模な水域施設、 令で定める小規 する国土交通省 条第一項に規定 港湾法第四十二 助の割合 国の負担又は補 略 十分の四 五. 別表 三 項 (第十一条関係 港湾 略) 港湾法 良 設等」という。) は臨港交通施設(以下「水域施 域施設、 項に規定する港湾施設のうち水 する重要港湾における同条第五 百十八号)第二条第二項に規定 略 事業の区分 現 (昭和二十五年法律第二 外郭施設、 の建設及び改 行 係留施設又 外郭施設又は係 模な水域施設、 令で定める小規 する国土交通省 条第一項に規定 助の割合 国の負担又は補 び改良にあって 留施設の建設及 港湾法第四十二 十分の五・ (略) 十分の四 五.

三

(傍線の部分は改正部分)

四 ~ 七				
(略)				
(略)	建設及び改良	地方港湾における水域施設等の	港湾法第二条第二項に規定する	
(略)			十分の四・五	五
四 ~ 七				
(略)				
O				
(略)	建設及び改良	地方港湾における水域施設等の	港湾法第二条第二項に規定する	
	建設及び改良	地方港湾における水域施設等の	港湾法第二条第二項に規定する 十分の四・五	五)

_
傍線
\mathcal{O}
部
分は
改改
正
部分
J

区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。且つ、左の各号の一に該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の	府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道
第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、	第七条 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、
(都道府県道の意義及びその路線の認定)	(都道府県道の意義及びその路線の認定)
2 (略)	2 (略)
五(略)	五(略)
とを連絡する道路	第一号に規定する国道とを連絡する道路
又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道	る港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は
特定重要港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾、重要な飛行場	国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第五項に規定す
四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する	四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する
一~三(略)	一~三(略)
に該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。	れかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。
動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号の一	動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいず
第五条 第三条第二号の一般国道(以下「国道」という。)とは、高速自	第五条 第三条第二号の一般国道(以下「国道」という。)とは、高速自
(一般国道の意義及びその路線の指定)	(一般国道の意義及びその路線の指定)
現	改正案

一 市又は人口五千以上の町(以下これらを「主要地」という。)、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これらをしくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これらを「主要港」という。 しくは第三種漁港育三十七号)第五条に規定する第二種漁港 がいると密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際 しくは 第三種漁港 がいると密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項に規定する国際 しくは 第三年漁港 がいる。

二~四 (略)

「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路

府県道とを連絡する道路 係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関

六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路

2 5 7

略

二~四 (略)

要な観光地とを連絡する道路

係にある高速自動車国道、国道又は前各号の一に規定する都道府県道五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関

とを連絡する道路

六 前各号に掲げるものを除く外、地方開発のため特に必要な道路

2~7 (略)

(傍線
の部
分
は改
止部
分

改正案	現行
別表(第七条関係)	別表(第七条関係)
一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二条第一項及び第	一 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十二条第一項及び第
二項、第四十三条第一号から第三号まで並びに第五十二条第二項第四	二項、第四十三条第一号から第三号まで並びに第五十二条第二項第一
号、第七号及び第八号に規定する費用について	号、第二号、第五号及び第六号に規定する費用について
(略)	(略)

傍
線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

(傍線
0
部
分は
改
主
部
分
_

要港湾を除く。)において施行する工事(前二号に掲げる工事を除く。三国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾(北海道及び沖縄県の重	項第三号に規定する施設に係る工事に限る。	を除く。次号におい	二 国際戦略港湾又は国際拠点港湾 (北海道及び沖縄県の国際拠点港湾) 二項第一号に規定する施設に係る工事に限る。) 十分の四・四	第三号において同じ。) において施行する工事 (港湾法第五十二条第	国際戦略港湾(北海道及び沖縄県の国際戦略港湾を除く。次号及び	掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。	事に要する費用について、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に	項又は沖縄振興特別措置法第百八条第三項の規定にかかわらず、その工	る港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一	協議が調つたときは、港湾法第五十二条第二項、北海道開発のためにす	第四条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事については、港湾管理者との	(港湾管理者の負担割合の特例)	改正案
る工事(前号に掲げる工事を除く。) 十分の五・六二 重要港湾(北海道及び沖縄県の重要港湾を除く。)において施行す	限る。)	る三年	特定重要港湾(北海道及び沖縄県の特定重要港湾を除く。)におい			掲げる負担割合までを港湾管理者に負担させることができる。	事に要する費用について、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に	項又は沖縄振興特別措置法第百八条第三項の規定にかかわらず、その工	る港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一	協議が調つたときは、港湾法第五十二条第二項、北海道開発のためにす	第四条 国土交通大臣は、特定港湾施設工事については、港湾管理者との	(港湾管理者の負担割合の特例)	現行

三~五 (略)

第	<i>(</i>)	त्रीच	第三条		
第五号に掲げる港湾工事とみなして、同条第二項の規定を適用する。	の例によることとされた港湾工事については、港湾法第五十二条第一項	成十一年法律第八十七号)附則第百十二条第四項の規定によりなお従前	条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平	附則	改正案
項第四号に掲げる港湾工事とみなして、同条第二項の規定を適用する。	の例によることとされた港湾工事については、新港湾法第五十二条第一	成十一年法律第八十七号)附則第百十二条第四項の規定によりなお従前	第三条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平	附則	現行

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)(抄)(附則第十四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
実施しなければならない。	令で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければならない。
保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。)を	応して当該重要国際埠頭施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省
する国際海上運送保安指標に対応して当該重要国際埠頭施設の保安の確	際埠頭施設について国土交通大臣が設定する国際海上運送保安指標に対
貨物の管理その他の当該重要国際埠頭施設について国土交通大臣が設定	の内外の監視、国際航海船舶に積み込む貨物の管理その他の当該重要国
び管理、当該重要国際埠頭施設の内外の監視、国際航海船舶に積み込む	の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該重要国際埠頭施設
(当該重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及	定めるところにより、埠頭指標対応措置(当該重要国際埠頭施設の保安
)の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、埠頭指標対応措置	く。以下「重要国際埠頭施設」という。)の管理者は、国土交通省令で
める基準に該当しないものを除く。以下「重要国際埠頭施設」という。	の他の事情を勘案して国土交通省令で定める基準に該当しないものを除
(国際航海船舶の利用の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定	う。以下同じ。) における国際埠頭施設(国際航海船舶の利用の状況そ
第二項に規定する重要港湾をいう。以下同じ。)における国際埠頭施設	第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾をい
第二十九条 重要港湾 (港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条	第二十九条 国際戦略港湾等 (港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)
(埠頭指標対応措置)	(埠頭指標対応措置)
現行	改正案

第三十七条 特定港湾管理者

(国際戦略港湾等

(重要国際埠頭施設のある

第三十七条 特定港湾管理者

(重要港湾

(重要国際埠頭施設のある重要港

(水域指標対応措置)

(水域指標対応措置)

き国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければな理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)ない。)ない。)における国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理者(港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。)をいう。以国際戦略港湾等に限る。)における国際水域施設の管理者である港湾管国際戦略港湾等に限る。)における国際水域施設の管理者である港湾管国際戦略港湾等に限る。)における国際水域施設の管理者である港湾管国際戦略港湾等に限る。)における国際水域施設の管理者である港湾管

らない。

対応して当該国際水域施設の保安の確保のためにとるべき国土交通省令期上交通省令で定めるところにより、水域指標対応措置(当該国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理その他の当該を一項に規定する港湾管理者をいう。)をいう。以下同じ。)は、河に限る。)における国際水域施設の管理者である港湾管理者(港湾法

で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければならない。

- 78 -

$\overline{}$
傍
線
\mathcal{O}
部
分
は
改
Œ
部
分
Ú

2 (略) ができる。	るために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することの状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進す物取扱量、港湾施設(港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。)の整備	経過したものその他の国土交通省令で定めるものを除く。)のうち、貨七号)第二十二条第二項の竣功認可の告示があった日から一定期間を公有水面の埋立てに係る埋立地(公有水面埋立法(大正十年法律第五十四、海上	高港也区という。)及が巷弯区或(司条第三頁の巷弯区或をいう。)内の重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区(同条第四項の第六条 港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は(港湾流通拠点地区)	改正案
2 (略)	と められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。 の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認設 (港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。)の整備の状況、土地利用	他の国土交通省令で定めるものを除く。)のうち、貨物取扱量、港湾施第二項の竣功認可の告示があった日から一定期間を経過したものその十に係る埋立地(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条の表達区域を	 第	現行

(傍	
線の	
部分	
は改	
正	
部分)	

ければ」を「ところにより、それぞれ当該各号に定める者に協議し、そしい設定削り、一手続により、国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなし、同		設立しようとする関係地方公共団体は、前項」に改め、「、港務局を設 設	第四条第四項中「前項」を「次の各号に掲げる港湾において港務局を	、一月を下ることができない。	この場合において、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は	して次のように加える。	「関係地方公共団体から」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段と	第四条第三項中「且つ」を「かつ」に、「関係地方公共団体より」を	第九条第二項」に、「により認可」を「による同意又は届出」に改める。 第	第二条第三項中「(第九条第二項」を「又は第八項(これらの規定を	に改正する。	第三十一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のよう 第三	(港湾法の一部改正) (港湾法の一部改正) (改正案
設立しようとする関係地方公共団体は」及び「、左の区分により」を削し項」を「一文は同項」に「一議会」を「議会」に改め、「一港務局を	規定に	設立しようとする関係地方公共団体は、前項」に、「関係地方公共団体	第四条第四項中「前項」を「次の各号に掲げる港湾において港務局を	、一月を下ることができない。	この場合において、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は	して次のように加える。	「関係地方公共団体から」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段と	第四条第三項中「且つ」を「かつ」に、「関係地方公共団体より」を	第九条第二項」に、「により認可」を「による同意又は届出」に改める。	第二条第三項中「(第九条第二項」を「又は第八項(これらの規定を	に改正する。	第三十一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のよう	(港湾法の一部改正)	現行

0 同意を得なければ」に改め、 同項各号を次のように改める。

国際戦略港湾 国際拠点 点港湾又は重要港湾 国土交通大臣

避難港であつて都道府県が港務局の設立に加わつているもの 玉

土交通大臣

地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事 前号に掲げるもの以外の避難港 予定港湾区域を地先水面とする

中 改め、 て を 意をしたとき若しくは第八項の規定による届出があつた」に、 の」に、「こえることがやむをえない」を「超えることがやむを得ない 0 を含む港湾区域」を加え、「認可」を「同意」 に改め、 あるもの」に、「こえない」を「超えない」に、「認可を」を「同意を 第四条第五項中 「規定による調停」 「都道府県知事が」を を削り、 「海岸管理者」 「こえて認可する」を「超えて同意をする」に改め、 同条第六項中 同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定の」を 「河川管理者」 を 「指定される海岸保全区域」の下に「の全部又は 「且つ」を に改め、 「海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者」に 「都道府県知事は」 を「河川法第七条に規定する河川管理者」 同項を同条第十三項とし、 「かつ」に、 に、 「定のあるもの」を に改め、 「処分をした」を 「港湾区域につ 同条第九項中 同条第十項 「調停」 「定め 「定め 同 一部

を

ば 意を得なければ」に改め、 を「ところにより、 「手続により、 国土交通大臣又は都道府県知事の認可を受けなけれ それぞれ当該各号に定める者に協議し、 同項各号を次のように改める。 その同

重要港湾 国土交通大臣

避難港であつて都道府県が港務局の設立に加わつているもの 玉

土交通大臣

三 地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県 前号に掲げるもの以外の避難港 予定港湾区域を地先水面とする 知事

改め、 に、 意をしたとき若しくは第八項の規定による届出があつた」 中 の」に、「こえることがやむをえない」を「超えることがやむを得な のあるもの」に、「こえない」を「超えない」に、 て」を削り、 を含む港湾区域」を加え、 に改め、 に、「こえて認可する」を「超えて同意をする」に改め、 第四条第五項中 「規定による調停」 「都道府県知事が」 「海岸管理者」を「海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者」 同条第六項中 同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「定の」を 「河川管理者」 「指定される海岸保全区域」の下に「の全部又は 「且つ」を「かつ」に、 を に改め、 「都道府県知事は」 「認可」を を「河川法第七条に規定する河川管理者」 同項を同条第十三項とし、 「同意」に改め、 「定のあるもの」 に、 「処分をした」 「認可を」を 「港湾区域につ に、 同条第九項中 同条第十項 を 「調停」 をっ 「同意を 「定め 「定め に 部

に掲げる争いの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同「第四項の区分により、国土交通大臣又は都道府県知事」を「次の各号を同条第十一項とし、同条第七項中「協議」を「規定による協議」に、「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾に係る争い 国土交通

大臣

項後段を削り、

同項に次の各号を加える。

第四条第七項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事三 前二号に掲げるもの以外の港湾に係る争い 予定港湾区域を地先

7

て管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、 0 えないものを定めなければならない。 に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、 公共団体は、 定めのある港湾について、 港則法に基づく港の区域の定めのあるものについてはその区域を超 避難港以外の地方港湾において港務局を設立しようとする関係地方 港湾区域について、 経済的に 当該水域を経済的に一体の港湾とし ただし、 一体の港湾として管理運営する 同法に基づく港の区域 当該港湾区域 か 0

> 項中 を加える。 れぞれ当該各号に定める者」 通大臣又は都道府県知事」 第七項の」を 同項を同条第十二項とし、 「協議」を「規定による協議」 「第十項の規定による」に、「且つ」を を に改め、 同条第八項を同条第十一項とし、 「次の各号に掲げる争いの区分に応じ、 に、 同項後段を削り、 「第四項の区分により、 ーかつ」 同項に次の各号 同条第七 国土交

重要港湾に係る争い 国土交通大臣

国上交通大豆 地方港湾に係る争いであつて都道府県が争いの当事者であるもの

7 三 の定めのある港湾について、 えないものを定めなければならない。 に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害せず、 て管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該港湾区域 公共団体は、 第四条第七項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。 港則法に基づく港の区域の定めのあるものについてはその区域を超 避難港以外の地方港湾において港務局を設立しようとする関係地方 水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県知事 前 国土交通大臣 一号に掲げるもの以外の港湾に係る争い 港湾区域について、 経済的に一体の港湾として管理運営する 当該水域を経済的に一体の港湾とし ただし、 同法に基づく港の区域 予定港湾区域を地先 カュ

超えることがやむを得ないときは、当該港の区域を超えた区域を定めために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域を

ることができる。

8 知事) 区域を地先水面とする地域を区域とする都道府県を管轄する都道府県 都道府県が港務局の設立に加わつていない場合にあつては、 体 区域について、 地方公共団体の協議が議会の議決を経て調つたときは、 :から同項の意見の申出がなかつたとき、 前 項の関係地方公共団体は、 に届け出なければならない。 国土交通省令で定めるところにより、 第三項の期間内に他の関係地方公共団 又は同項の規定による関係 国土交通大臣 港務局 当該港湾 の港湾

海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者に協議しなければならな「川法第七条に規定する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する「一部を含む予定港湾区域について、あらかじめ、当該河川を管理する場所の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区9 前項の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区

項」を「第九項」に改め、同条に次の二項を加える。第九条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条第二項中「第六

\ \ \

八項の規定による変更の届出のあつた港湾区域が同条第七項の規定に3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第四条第

超えることがやむを得ないときは、当該港の区域を超えた区域を定めために必要な最小限度の区域を定めるために同法に基づく港の区域を

8

ることができる。

知事)に届け出なければならない。

知事)に届け出なければならない。

知事)に届け出なければならない。

知事)に届け出なければならない。

知事)に届け出なければならない。

毎岸法第二条第三項に規定する海岸管理者に協議しなければならな「河川法第七条に規定する河川管理者又は当該海岸保全区域を管理する「一部を含む予定港湾区域について、あらかじめ、当該河川を管理する「関係地方公共団体は、河川区の東京の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区の東京の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区の東京の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区の東京の規定による届出をしようとする関係地方公共団体は、河川区の東京の規定による

項」を「第九項」に改め、同条に次の二項を加える。第九条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条第二項中「第

\ \ \

八項の規定による変更の届出のあつた港湾区域が同条第七項の規定に3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項において準用する第四条第

違反していると認めるときは、当該届出を行つた港務局に対し、港湾

区域を変更すべきことを求めることができる。

4 港務局は、前項の規定による要求があつたときは、遅滞なく、港湾

区域について、必要な変更を行わなければならない。

九項」に、「又はその変更について認可を受けた」を「を定め、又は第三十三条第二項中「第十項」を「第十三項」に、「第六項」を「第

これを変更した」に改める。

て」を加え、同項に次の各号を加える。申請に係る特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものである場合におい第五十四条の三第三項中「港湾管理者は」の下に「、第一項の認定の

二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

め 項とし、 の三第六項」 ŋ Ļ 港湾管理者」 第五十四条の三第四項中 同条第十項を同条第十一項とし、 同条第十二項を同条第十三項とし、 同条第八項中 十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設 同条第七項を同条第八項とし、 を を「第七項の規定により港湾管理者」 「第五十四条の三第七項」 第六項」を 「第六項の」を 乛 同条第九項中「第六項の規定によ 第七項」 同条第十一項を同条第十二項と 同条第六項を同条第七項とし に改め、 「第七項の規定による」 に改め、 同項を同条第十項と に、 同項を同条第九 「第五十四条 に改

違反していると認めるときは、当該届出を行つた港務局に対し、港湾

区域を変更すべきことを求めることができる。

区域について、必要な変更を行わなければならない。 4 港務局は、前項の規定による要求があつたときは、遅滞なく、港湾

九項」に、「又はその変更について認可を受けた」を「を定め、又は第三十三条第二項中「第十項」を「第十三項」に、「第六項」を「第

これを変更した」に改める。

て」を加え、同項に次の各号を加える。申請に係る特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものである場合におい第五十四条の三第三項中「港湾管理者は」の下に「、第一項の認定の

十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

項とし、 の三第六項」を ŋ Ļ め 港湾管理者」を 第五十四条の三第四項中 同条第十項を同条第十一項とし、 同条第十二項を同条第十三項とし、 同条第八項中 同条第七項を同条第八項とし、 「第五十四条の三第七項」 一、 「第七項の規定により港湾管理者」 第六項」 「第六項の」を「第七項の規定による」 を 同条第九項中 第七項」 同条第十一項を同条第十二項と 同条第六項を同条第七項とし、 に改め、 に改め、 同項を同条第十項と 「第六項の規定によ に、 同項を同条第九 「第五十四条 に改

同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5

令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通知しなければな同意を得てしたものを除く。)をしたときは、遅滞なく、国土交通省。 港湾管理者は、第二項の認定(第三項の規定により国土交通大臣の

規定による港湾区域の認可」を「同意(国際戦略港湾、国際拠点港湾又第六十条第一号中「第四条第四項第一号」を「第四条第四項」に、「

らない。

らない

は重要港湾に係るものに限る。)」に改め、同条第二号中「第四条第九項

」を「第四条第十二項」に改める。

並びに第十二項及び第十三項」に、「含む。)並びに」を「含む。)、第九二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)第六十条の五中「並びに第九項及び第十項」を「、第八項(第九条第

条第三項並びに」に、「認可」を「同意」に、「ものに限る」を「ものに

は、同項の規定による都道府県が行う届出に関するものを除く」に改め限り、同条第八項の規定により処理することとされているものについて

る。

(道路法の一部改正)

第三十三条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のよう

に改正する

令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通知しなければな同意を得てしたものを除く。)をしたときは、遅滞なく、国土交通省同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

限り、 は、 条第三項並びに」に、 並びに第十二項及び第十三項」に、「含む。)並びに」を「含む。)、第九 二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。) に改め、同条第二号中「第四条第九項」を 規定による港湾区域の認可」 第六十条の五中「並びに第九項及び第十項」を「、第八項 第六十条第一号中 同項の規定による都道府県が行う届出に関するものを除く」に改め 同条第八項の規定により処理することとされているものについて 「第四条第四項第一 「認可」を「同意」に、「ものに限る」を「ものに を「同意 (重要港湾に係るものに限る。)」 号 「第四条第十二項」に改める。 を 「第四条第四項」 (第九条第 に、

(道路法の一部改正)

第三十三条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のよう

に改正する。

一項を加える。れば」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の第六項中「基いて」を「基づいて」に、「聞かなければ」を「聴かなけ第七条第三項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条

」に改め、同条第三項を次のように改める。 (代え」を「代えて第十条第二項中「代るべき」を「代わるべき」に、「代え」を「代えて

まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による

変更について、それぞれ準用する。

三項中 る。 め 基いて」を「基づいて」に、 れか」に改め、 第七条第 に改め、 同条第七項を同条第八項とし、 「聞かなければ」 一項中 同項第六号中 同項第五号中「一に規定する」 且つ、 を 左の各号の一」 「を除く外」 「聴かなければ」 「聞かなければ」を 同条第六項の次に次の一項を加え を「のほか」 を に改め、 「かつ、 を「いずれかに該当す 「聴かなければ」に改 同条第六項中 に改め 次の各号のいず 同条第

ることができるよう配慮しなければならない。 全国的な幹線道路網とが一体となつてこれらの機能を十分に発揮すっては、当該認定に係る道路が他の都道府県道とともに構成することなる地方的な幹線道路網と高速自動車国道及び国道が構成することができるよう配慮しなければならない。

7

に改め、同条第三項を次のように改める。第十条第二項中「代るべき」を「代わるべき」に、「代え」を「代えて

変更について、それぞれ準用する。 まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は 都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項 3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による

改め、 十一号中 造の」に、 第三十条第一項中 同号を同項第十三号とし、 「を除く外、 「道路の種類ごとに左の各号に」を「次に」に改め、 「道路の構造の」を 道路」を \overline{O} 同項第十号を同項第十一号とし、 にはか、 「高速自動車国道及び 高速自動車国道及び国道」 国道 同項第 同号 の構 に

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要

な強度

0

次に次の一号を加える。

ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「こう配」を「勾配」に改め、同号を同項第三十条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号

一 通行する自動車の種類に関する事項

に次の一項を加える。、「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次、「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次第三十条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第十二号」に

第三十条第四項を次のように改める。 号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。) は、政令で定める。3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(第一項第一号、第三

的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者であ4 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術

改め、 十一号中 造の」に、 第三十条第一項中 同号を同項第十三号とし、 「を除く外、 「道路の種類ごとに左の各号に」を 「道路の構造の」を 道路」 を「のほか、 同項第十号を同項第十一号とし、 「高速自動車国道及び国道 高速自動車国道及び国道」 「次に」 に改め、 同 項第 同 の構

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要

の次に次の一号を加える。

な強度

ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「こう配」を「勾配」に改め、同号を同項第三十条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号

通行する自動車の種類に関する事項

「当つて」を「当たつて」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次第三十条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項第十二号」に

に次の一項を加える

第三十条第四項を次のように改める。 号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。) は、政令で定める。3 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(第一項第一号、第三

的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者であ4 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術

る地方公共団体の条例で定める。

第四十五条に次の一項を加える。

府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交

第七十四条の見出しを「(国土交通大臣の認可)」に改め、同条第一項

町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める

第八十九条第一項後段を削る。

を削り、

同条第二項を同条とする

市

附則

(港湾法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第三十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の港湾法 気

「旧港湾法」という。)第四条第四項

(旧港湾法

(以下この条において

において同じ。)の規定による認可があった港湾区域は、国際戦略港湾第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。次項

る改正後の港湾法(以下この条において「新港湾法」という。)第四条、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港については第三十一条の規定によ

避難港以外の地方港湾については新港湾法第四条第八項(新港湾法第九場合を含む。次項において同じ。)の同意があった港湾区域とみなし、

新港湾法第四条第八項

(新港湾法第九条第二項及び第三十三条第二項に

る地方公共団体の条例で定める。

第四十五条に次の一項を加える。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交

府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣

市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

を削り、同条第二項を同条とする。 第七十四条の見出しを「(国土交通大臣の認可)」に改め、同条第一

項

第八十九条第一項後段を削る。

附則

(港湾法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。 において「新港湾法」という。)第四条第四項 避難港については第三十一条の規定による改正後の港湾法 において同じ。)の規定による認可があった港湾区域は、 第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。 (以下この条において の同意があった港湾区域とみなし、 第三十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の港湾法 「旧港湾法」 という。) 避難港以外の地方港湾については 第四条第四項 (新港湾法第九条第二項 重要港湾及び (以下この条 (旧港湾法 次項

3 (略)	3 (略)
J	の規定によりされた届出とみなす。
方港湾に係るものにあっては同条第八項の規定によりされた届出とみな	協議の申出と、避難港以外の地方港湾に係るものにあっては同条第八項
港湾法第四条第四項の規定によりされた協議の申出と、避難港以外の地	- 避難港に係るものにあっては新港湾法第四条第四項の規定によりされた
されている認可の申請は、重要港湾及び避難港に係るものにあっては新	されている認可の申請は、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び
2 第三十一条の規定の施行の際現に旧港湾法第四条第四項の規定により	2 第三十一条の規定の施行の際現に旧港湾法第四条第四項の規定により
あった港湾区域とみなす。	いて同じ。)の規定による届出があった港湾区域とみなす。
おいて準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による届出が	条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。次項にお

(傍線	
かの	
部	
分は	
改	
止部	
分	

2 (略)	2 (略)
五 (略)	五 (略)
第一号に規定する国道とを連絡する道路	第一号に規定する国道とを連絡する道路
る港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は	
国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第五項に規定す	国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法附則第二項に規定す
四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する	四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第二項に規定する
一~三(略)	一〜三(略)
れかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。	れかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。
動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいず	動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいず
第五条 第三条第二号の一般国道 (以下「国道」という。) とは、高速自	第五条 第三条第二号の一般国道(以下「国道」という。)とは、高速自
(一般国道の意義及びその路線の指定)	(一般国道の意義及びその路線の指定)
現 行(附則第九条による改正後のもの)	改 正 案

(傍線	
の	
部分	
は改	
正部	
分	

And		附則 (国の無利子貸付け等) 2 廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第四項の規定により地で交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」とあるのは「国の貸付け」と、「交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」とあるのは「買の規定により地で第十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地で第十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地で第十二項の規定は、前項の規定により地で第十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地で第十二項の規定は、前項の規定により地で第十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地で表す。	附 則 (国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等) 第三条 第二十六条第一項の規定は、セン方公共団体又は港湾管理者の委託を受ける」とあるのは「貸し付ける」とあるのは「貸でで発棄物処理法附則第四条第一項では、一項の規定によりセンターに対し貸付はる。
	1	E	
	-		
則	則	\mathcal{O}	の無利
の無利子貸付け等) (国の無利附 則)	の無利子貸付け等)	第二十六条第一項の規定は、	
第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地(第三条の無利子貸付け等) (国の附)則	第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地 第三条の無利子貸付け等) (国の附 則	方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の	方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改
共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の 方公共第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地 第三条の無利子貸付け等) (国の附 則	共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の 方公共第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地 第三条の無利子貸付け等) (国の附 則	工事で廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第四項の規定に上	工事で廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第十六項の規
で廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第四項の規定によ共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第の無利子貸付け等)	で廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第四項の規定によ共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第の無利子貸付け等)	る貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合にお	\mathcal{O}
付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合にお よる貸付けので廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第四項の規定により地 第三条 第二十の無利子貸付け等) (国の無利子の無利子貸付け等) (国の無利子附 則	付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合にお よる貸付けので廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第四項の規定によ 工事で廃棄物・ 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地 第三条 第二十の無利子貸付け等) (国の無利子附)則	いて、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、	
、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、 おいて、第二付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合にお	、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、 おいて、第二付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合にお 工事で廃棄物の無利子貸付け等) (国の無利2の無利子貸付け等) (国の無利2の無利子貸付け等) (国の無利2の無利子貸付け等) (国の無利2の無利子貸付け等) (国の無利2の無利3の無利3の無利3の無利3の無利3の無利3の無利3の無利3の無利3の無利3	「交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付	き補助金」
(国の無利子貸付け等) 「交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付 、「交付すべたが、第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地 第三条 第二十分条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地 第三条 第二十の無利子貸付け等) 「関の無利子貸付け等) 「国の無利子貸付け等) 「国の無利子貸付け等) 「国の無利子貸付け等) 「国の無利子貸付け等) 「国の無利子貸付け等) 「国の無利子で廃棄物の無利子貸付け等) 「国の無利子の無利子貸付け等) 「国の無利子の無利子貸付け等) 「国の無利子の無利子貸付け等) 「国の無利子の無利子貸付け等) 「国の無利子の無利子貸付け」と、 「変付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付 、「交付すべ に こ に こ に こ に こ に こ に こ に こ に こ に こ に	(国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等) (国の無利子貸付け等)	する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。	する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。
とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。	大会」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。		2
乗物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第十項及 2 廃棄物処理	乗物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第十項及 2 廃棄物処理 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地 第三条 第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、 おいて、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、 おいて、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、 おいて、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、 おいて、第二十六条第一項中「国の補助」とあるのは「国の貸付け」と、 おいて、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	び第十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の	四項
十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の項及び第二十二項の規定は、前項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第二十分を第二項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第二十分を第二項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第二十分を第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第二十分を第一項の規定は、前項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第二十分を第一項の規定は、前項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第二十分を第一項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地第三条第二十六条第一項の規定により地第三条第二十六条第一項の規定により地第三条第二十六条第一項の規定により地第三条第二十六条第一項の規定により地第三条第二十六条第一項の規定により地第三条第二条第二条第二条第二条第二項の規定により地第三条第二条第二項の規定により地が開発して、「交付すべて、第二十六条第一項の規定により地が開発して、「交付すべて、第二十六条第一項の規定により地が開発して、「交付すべて、第二十六条第一項の規定により地が開発して、「交付すべて、第二条を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の項及び第二十二項の規定は、前項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条 第二十分を補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付すべた。第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条 第二十分を対してを乗物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第四項の規定により地第三条 第二十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地第三条 第二十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の項及び第二十六条第一項の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定により地第三条 第二十六条第一項の規定により地第三条 第三条 第三十六条第一項の規定により地第三条 第三条 第二十六条第一項の規定により地第三条 第三条 第三条 第三条 第三条 第三条 第三条 第三条 第三条 第三条	規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。	一項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準
で廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第四項の規定により地関三条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地第三条第一項の規定は、1、一交付すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付すべいで廃棄物処理法附則第四条第一項の規定は、もる貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合におよる貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。この場合におよる貸付けの対象となるものを行う場合について準用する。 「交付すべたが、第二十六条第一項の規定により地第三条第二十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地第三条第二十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地第三条第二十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地第三条第二十二項の規定は、前項の規定により準定を表する。 「項の規定によりせいと、「交付すべますが、1、「交付すべきを表すが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべまが、1、「交付すべいまが、1、「交付すべまが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「ですが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「交付すが、1、「ですが、1、「ですが、1、「ですが、1、1、「ですが、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	(国の無利子貸付け等) (国の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定は、センターが第十九条の規定により地) 第三条 第二十一項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地) とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付すべたが、第二十六条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定は、記述の無利子で廃棄物の無利子貸付け等) (国の無利子で廃棄物の理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第一項の規定により地) 第三条 第二十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十二項の規定により地) 第三条 第二十二項の規定は、前項の規定により地) 第三条 第二十二項の規定により地) 第三条 第二十二項の規定により地) 第三条 第二十二項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第二十六条第一項の規定によります。 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条第一項の規定により地) 第三条 第二十六条 第二十六 第二十六条 第二十六 第二十六 第二十六 第二十六 第二十六 第二十六 第二十六 第二十六		る。
附 則 「正よりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。 「項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により連用される第二十六条第一項の規定により地の無利子貸付け等) 「京村すべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付すべけすべき補助金」とあるのは「貸し付けるべき貸付金」と、「交付すべいで廃棄物処理法附則第四条第一項又は港湾法附則第四項の規定により地の無利子で廃棄物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第十項及と、「交付すべいで連用する。この場合において、第二十二項の規定は、前項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地の無利子の無利子質付けが行われた場合について準用する。 「項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地の無利子で廃棄物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第十項のようとある。 「項の規定により準用される第二十六条第一項の規定により地の無利子で廃棄物処理法附則第四条第五項及び第六項並びに港湾法附則第十項のようとある。 「項の規定によりセンターに対し貸付けが行われた場合について準用する。 「項の規定によりで展覧を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	(国の無利子貸付け等) (国の無利子)の無利子貸付け等) (国の無利子)の無利子貸付け等) (国の無利子)の無利子貸付け等) (国の無利子)の無利子貸付け等) (国の無利子)の無利子貸付け等) (国の無利子)の無利子貸付け等) (国の無利子)の無利子貸付け等) (国の無利子)の無利子)の無利子)の無利子)の無利子)の無利子)の無利子)の無利子)		

傍
線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

改 正 案	現行
別表第一(第六条関係)	別表第一(第六条関係)
一~十八 (略)	一~十八 (略)
十九 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六	十九 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六
十二号)附則第十四条第一項第一号若しくは第二号(機構の業務の特	十二号)附則第十四条第一項第一号若しくは第二号(機構の業務の特
例)、港湾法附則第十五項(国の融資の特例)又は漁港漁場整備法附	例)、港湾法附則第二十七項(国の融資の特例)又は漁港漁場整備法
則第十一項(国の融資の特例)の規定による無利子の資金の貸付けを	附則第十一項(国の融資の特例)の規定による無利子の資金の貸付け
受けて行われる事業で政令で定めるものにより整備されるこれらの規	を受けて行われる事業で政令で定めるものにより整備されるこれらの
定に規定する公共の用に供する施設、港湾施設又は漁港施設(国又は	規定に規定する公共の用に供する施設、港湾施設又は漁港施設(国又
地方公共団体(港務局を含む。)に寄附されることを条件として都市	は地方公共団体(港務局を含む。)に寄附されることを条件として都
計画法第五十九条第四項(施行者)の認可その他の処分で政令で定め	市計画法第五十九条第四項(施行者)の認可その他の処分で政令で定
るものを受けて整備されるこれらの施設に限る。)の用に供される土	めるものを受けて整備されるこれらの施設に限る。)の用に供される
地等	土地等
二十~二十四 (略)	二十~二十四 (略)

別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)附則第七項又は沖縄振興特	法(昭和二十九年法律第百八十九号)附則第七項又は沖縄振興特別措置
発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特	めにする港湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置
2 港湾法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開	2 港湾法附則第三項から第五項まで若しくは第十五項、北海道開発のた
第五十一条 (略)	第五十一条 (略)
(港湾勘定の歳入及び歳出の特例等)	(港湾勘定の歳入及び歳出の特例等)
附則	附則
十四~十九 (略)	十四~十九 (略)
を構成する港湾施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け	施設の建設又は改良の事業に係る国の貸付け
十三 港湾法第五十五条の八第一項の規定による特定国際コンテナ埠頭	十三 港湾法第五十五条の八第一項の規定による埠頭群を構成する港湾
一~十二 (略)	一~十二 (略)
をいう。	をいう。
7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業	7 第一項の「社会資本整備関係事業等」とは、次に掲げる事務又は事業
2~6 (略)	2~6 (略)
第百九十八条 (略)	第百九十八条 (略)
(目的)	(目的)
現行	改正案

の間、第百九十八条第一項の規定にかかわらず、港湾勘定において行う法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は、当分

3

ものとする

条の 別措置法附則第七項 発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、 法律第百八十九号) に関する法律附則第七項 項から第五項まで若しくは第十五項 第五十五条の八第 項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、 三条第三項において 整備の促進に関する特別措置法 項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の 0 定に繰入れを行う場合における第二百一条第三項及び第二百三条第三項 は社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一 繰入金」 規定の適用については、 前 八第一 項の規定により 同項第二号ニ中 とあるのは 項、 附則第1 附則第七項、 項」とあるのは 同項に規定する経理を港湾勘定において行う場合又 「社会資本整備特別措置法」という。) 沖縄振興特別措置法附則第五条第 「第五十五条の八第 「第二百三条第三項若しくは附則第五十一条第七 項 第二百一条第三項第一 奄美群島振興開発特別措置法 から第五項まで若しくは第十五項 (昭和六十二年法律第八十六号。 沖縄振興特別措置法附則第五条第 「第五十五条の八第一 北海道開発のためにする港湾工事 項 とあるのは 号イ中 奄美群島振 般会計から同勘 「一般会計 (昭和二十九 項 項、 第七条第一 同号ニ中 「第五十五 ٢ 興 北 附則第三 第二百 海道開 開 同号 発特 カコ 一項 年 5 3

て行うものとする。、当分の間、第百九十八条第一項の規定にかかわらず、港湾勘定におい別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理は

第一 島振興開発特別措置法附則第七項 項 五十五条の八第 十九年法律第百八十九号) 湾工事に関する法律附則第七項、 第五十五条の八第 項若しくは第二項の規定による一 三条第三項において 整備の促進に関する特別措置法 項又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の 0 の規定の適用については、 定に繰入れを行う場合における第二百一条第三項及び第二百三条第三項 は社会資本整備特別措置法第七条第一 五項から第十七項まで若しくは第二十七項、 繰入金」とあるのは 前項の規定により同項に規定する経理を港湾勘定において行う場合又 項」と、 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、 同項第二号ニ中 項、 一項」 「社会資本整備特別措置法」という。) 附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七 「第二百三条第三項若しくは附則第五十一条第七 とあるのは 附則第七項、 第二百一条第三項第一号イ中 「第五十五条の八第一 (昭和六十二年法律第八十六号。 般会計からの繰入金」 奄美群島振興開 沖縄振興特別措置法附則第五条第 「第五十五条の八第 一項の規定により一 沖縄振興特別措置法附則第五条 北海道開発のためにする港 発特別措置法 項」 と 般会計から同勘 とあるのは 一項 「一般会計 第七条第 同号ニ中 附則第十 昭 第二百 奄美群 和二 第

ホ中 0 規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるも 事務費」 から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。)」と、「 するもの \mathcal{O} 五十一条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定による一 を除く。)」とする 繰入金」 「一般会計への繰入金」とあるのは とあるのは (社会資本整備特別措置法第七条第1 ۲, 第二百三条第三項中 事務費 (社会資本整備特別措置法第七条第二項 「負担するもの」とあるのは 「第二百五条第三項又は附 一項の規定により一 般会計 般会計 「負担]則第 0

4 般会計に繰り入れるものとする 該貸付金の償還金 て同じ。) 項 振 の規定による無利子の貸付金の償還 興 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項、 港湾勘定において港湾法附則第三項から第五項まで若しくは第十五項 、開発特別措置法附則第七項又は沖縄振興特別措置法附則第五 を受けた場合においては、 (返還金を含む。) に相当する金額を、 当該償還の日の属する年度に、 (返還を含む。 以下この項にお 同勘定から一 奄美群 条第 当 島 4

沖縄 項 勘定に繰り入れられた繰入金の額が、 関する法律附則第七項 から第五項まで若しくは第十五項 社会資本整備特別措置法第七条第 振興特別措置法附則第五条第 奄美群島振興開発特別措置法附則第七項又は 一項 北 当該年度における港湾法附則 項の規定により一般会計から港湾 の規定による無利子の 海道開発のためにする港湾工 貸付金の合 第三 事

5

5

るのは る 一 って充てるものを除く。)」とする。 七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をも く。)」と、「事務費」 より一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除 項又は附則第五十一条第四項から第六項まで若しくは第八項の規定によ 項」と、 一般会計 「負担するもの 同号ホ中 への繰入金」と、 「一般会計 とあるのは (社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定に 第 への繰入金」とあるのは 一百三条第三項中「負担するもの」とあ 「事務費 (社会資本整備特別措置法 「第二百五条第三

条第一 十七項、 カゝ に、 において同じ。)を受けた場合においては、 美群島振興開発特別措置法附則第七項又は沖縄 港湾勘定において港湾法附則第十五項から第十七項まで若し 当該貸付金の償還金 般会計に繰り入れるものとする。 項の規定による無利子の貸付金の償還 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律附則第七項 (返還金を含む。) に相当する金額を、 当該償還の日の属する年度 (返還を含む。 振興特別措置法附則 以下この くは 同 勘 第 定 項 五

項又は沖縄振興特別措置法附則第五条第一項の規定による無利子の貸付湾工事に関する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港西項から第十七項まで若しくは第二十七項、北海道開発のためにする港勘定に繰り入れられた繰入金の額が、当該年度における港湾法附則第十十十分の第十十十分の規定により一般会計から港湾

らの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘	において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計か	計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度

定から一般会計に繰り入れるものとする。

6 5 8

(略)

会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度まで

6 \ 8 (略)

翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般

に同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

金の合計額を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、